

**第2次おおい町障害者基本計画
第5期障害福祉計画
第1期障害児福祉計画**

**平成30（2018）年3月
おおい町**

ともに生き、支えあい

いきいきと安心して暮らせるまち　おおい

本町では、平成19年3月に策定した「おおい町障害者基本計画・障害福祉計画」に基づき、「～障害を認め合い　ともに生きる～　ふれあい　ささえあうまち　おおい」の実現をめざし、障害の有無に関係なく、それぞれが持つ個性を認めあい、障害のある人が安心して生活できるよう、障害者施策を推進してまいりました。

この間、国においては、平成23年の「障害者基本法」の改正や平成25年の「障害者総合支援法」の施行、平成26年の「障害者権利条約」の批准等、障害者福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、平成30（2018）年度に施行となる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」に伴い、障害のある人が自らの望む生活を送るための支援や障害のある子どもやその家族に対するきめ細かな対応、新たなサービスの創設やサービスの質の確保・向上に向けた環境整備等が求められています。

このような経過を踏まえ、今回、障害者施策の取り組み状況の評価に基づいた施策の見直しを行うとともに、「おおい町第4期障害福祉計画」の改定（「第5期障害福祉計画」の策定）や、児童福祉法の改正に伴い、市町村が策定することとなった「障害児福祉計画」を「第2次おおい町障害者基本計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」として一体的に策定しました。

本計画では、「ともに生き、支えあい　いきいきと安心して暮らせるまち　おおい」を基本理念に掲げ、障害の有無に関わらず、町民の皆様がいきいきと支えあいながら安心して暮らせる共生のまちの実現をめざし、障害者福祉の推進に取り組んでまいります。

結びに、この計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきましたおおい町障害福祉計画等策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査等にご協力いただいた町民の皆様、若狭管内の事業所の皆様に改めて感謝申し上げるとともに、障害者福祉のさらなる推進にご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願ひ申し上げます。



平成30（2018）年3月

おおい町長　中塚 寛

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
第2章 おおい町の現状と課題	5
1 人口の状況	5
2 障害のある人の状況	5
3 障害のある子どもの状況	10
4 第4期計画における障害福祉サービス等の状況	12
5 アンケート調査結果からみる現状	15
6 事業所ヒアリング結果からみる現状	30
7 障害のある人を取り巻く課題	34
第3章 計画の基本的な考え方	37
1 基本理念	37
2 基本目標	38
3 施策の体系	39
第4章 障害者基本計画	40
1 ともに支えあう共生のまち	40
2 いきいきと自分らしさを発揮できるまち	42
3 住み慣れた地域で安心して暮らせるまち	48
第5章 障害福祉計画	54
1 平成32(2020)年度の成果目標	54
2 自立支援給付の見込み量と確保方策	57
3 地域生活支援事業の見込み量と確保方策	66
第6章 障害児福祉計画	72
1 平成32(2020)年度の成果目標	72
2 障害児福祉サービスの見込み量と確保方策	73

第7章 計画の推進体制	76
1 事業者・地域等との協働の推進	76
2 庁内体制の整備	76
3 計画の達成状況の点検及び評価	76
資料編	77
1 おおい町障害福祉計画等策定委員会設置要綱	77
2 おおい町障害福祉計画等策定委員会委員名簿	79
3 計画策定の経過	80

■年号の表記について

新元号の施行に伴い、本計画の本文中は、平成30年・平成30年度以降の表記について、西暦と併記しています。

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

わが国においては、平成23年に「障害者基本法」の大改訂が行われ、障害の有無に関わらず、誰もが互いに人格と個人を尊重しあう共生社会の実現が理念として掲げられました。その後も「障害者虐待防止法」や「障害者総合支援法（障害者自立支援法の改正法）」の施行、「障害者雇用促進法」の改訂等、障害者の権利擁護、生活支援、就労等の幅広い領域での法整備が進められました。これらを受け、平成26年1月に「障害者権利条約」が批准されたことにより、さらなる法の整備・改訂が行われ、障害者支援に関する制度や施策の考え方は、近年大きく変化しています。

障害のある人の定義についても、「個人の機能障害に原因があるもの」と考える「医療モデル」から、「社会的障壁」による日常生活や社会生活に制限を受けることを問題にする「社会モデル」へと大きく転換されました。このことは共生社会の実現が、私達誰もが取り組むべき課題であることを示しています。平成28年4月には「障害者差別解消法」が施行され、共生社会の実現に向けた取り組みが、より一層推進されているところです。

おおい町では平成19年3月に「おおい町障害者基本計画・障害福祉計画」を策定し、「～障害を認め合い ともに生きる～ ふれあい ささえあうまち おおい」を町の将来像として障害者施策を進めてきました。以後、国の法改訂の動向やおおい町における施策の課題等を踏まえ、平成21年3月、平成24年3月、平成27年3月に障害福祉計画の改定を行い、在宅サービスの充実や日中活動の場の確保をはじめとして、地域での暮らしの支援に努めました。

地域社会に目を向けてみると、障害の有無に関わらず、誰もが安心して充実した生活を送ることのできる社会を実現するためには、いまだ数多くの課題が残されています。障害のある人やその家族のニーズの多様化に応えるとともに、国の制度や県の動向を踏まえ、「おおい町第4期障害福祉計画」の目標達成状況や、障害者福祉施策の取り組み状況の評価に基づいた施策の見直しを行い、「第2次おおい町障害者基本計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を一体的な計画として策定しました。

■ 障害者関連法の整備及び本町の障害者施策を取り巻く主な動き
（「障害者自立支援法」施行以降）

年度	主な動き
平成 18 年度	<p>「障害者自立支援法」の施行（4月） ・身体、知的、精神の3障害のサービスを一元化 ・応能負担から応益負担へ 等</p> <p>国連総会で「障害者権利条約」を採択（12月）</p> <p>「おおい町障害者基本計画・障害福祉計画」策定（3月） ・～障害を認め合い ともに生きる～ ふれあい ささえあうまち おおい」をまちの将来像として障害者施策を進める</p>
平成 19 年度	日本が「障害者権利条約」に署名（9月）
平成 20 年度	「おおい町第2期障害福祉計画」策定（3月）
平成 21 年度	<p>「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行（4月） ・障害者雇用納付金制度の適用対象範囲を拡大 等</p>
平成 23 年度	<p>「障害者基本法の一部を改正する法律」の施行（8月） ・差別の禁止、教育・選挙における配慮を規定 等</p> <p>「おおい町第3期障害福祉計画」策定（3月）</p>
平成 24 年度	<p>「障害者虐待防止法」の施行（10月） ・通報義務、立入調査権を規定 等</p>
平成 25 年度	<p>「障害者総合支援法」の施行（4月） ・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 等</p> <p>国において「障害者基本計画（第3次）」策定（9月） ・基本原則の見直し、障害者の自己決定の尊重を明記 ・計画期間の短縮 等</p> <p>日本が「障害者権利条約」を批准（1月）</p>
平成 26 年度	<p>「障害者総合支援法」の一部施行（4月） ・障害支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化 等</p> <p>「おおい町第4期障害福祉計画」策定（3月）</p>
平成 28 年度	<p>「障害者差別解消法」の施行（4月） ・差別の禁止、差別解消の取り組みの義務化 等</p> <p>「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行（4月） （一部、平成30（2018）年4月施行予定） ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等</p> <p>「成年後見制度利用促進法」の施行（5月） ・利用促進会議等の設置、利用促進に関する施策 等</p> <p>「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行（8月） ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等</p>
平成 30 (2018) 年度	<p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行（4月） ・障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等</p> <p>国において「障害者基本計画（第4次）」策定 ・社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上 ・障害特性に配慮したきめ細やかな支援の実施 等</p>

2 計画の位置づけ

(1) 法令の根拠

■ 市町村障害者計画

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、おおい町の障害者施策全般にわたる推進の方向性と具体的な取り組みを示すものです。

障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)

第 11 条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

■ 市町村障害福祉計画

障害福祉サービスの提供体制の確保やその他「障害者総合支援法」に基づく業務の円滑な実施に関する計画として規定されており、今後必要とされる福祉サービス量を計画的に整備するためのものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)

第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

■ 市町村障害児福祉計画

障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保や各年度における指定通所支援または指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込み量等について計画的に整備するためのものです。

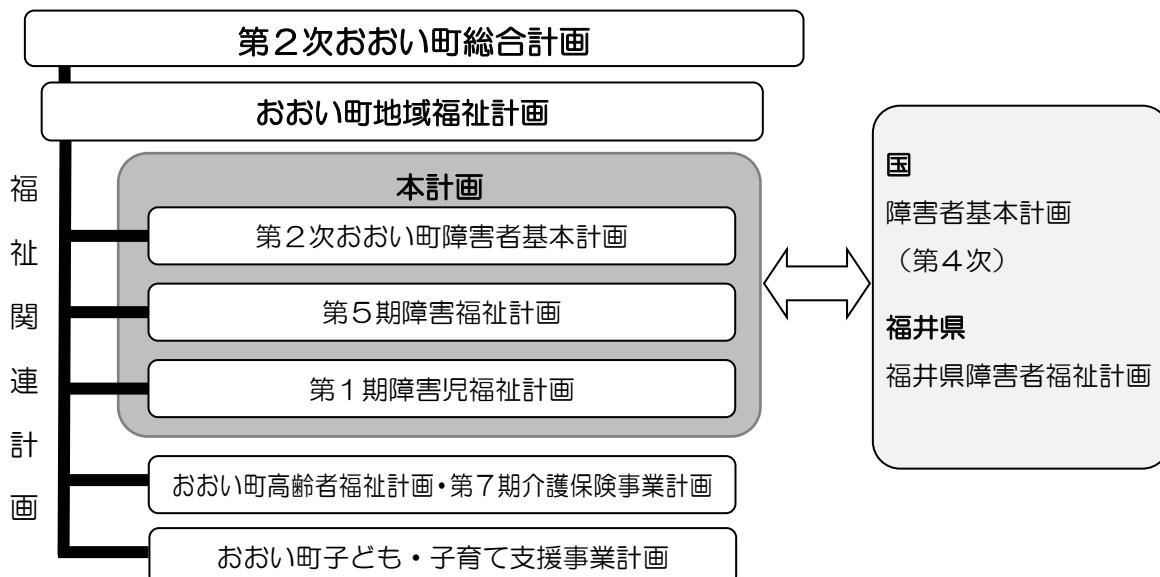
児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)

第 33 条の 20 第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 関連計画との関係

本計画は、「第2次おおい町総合計画」を上位計画とし、おおい町の他の関連計画（「おおい町地域福祉計画」「おおい町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」「おおい町子ども・子育て支援事業計画」）との整合性を踏まえ、それぞれの取り組みを推進していきます。



3 計画の期間

本計画は、「障害者基本法」に基づく「第2次おおい町障害者基本計画」と「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づく「第5期障害福祉計画」「第1期障害児福祉計画」を一体的に策定するものであり、各計画の整合性を図ります。また、「第2次おおい町障害者基本計画」は平成30(2018)年度から平成35(2023)年度までの6年間を1つの期間、「第5期障害福祉計画」「第1期障害児福祉計画」は平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの3年間を1つの期間とします。

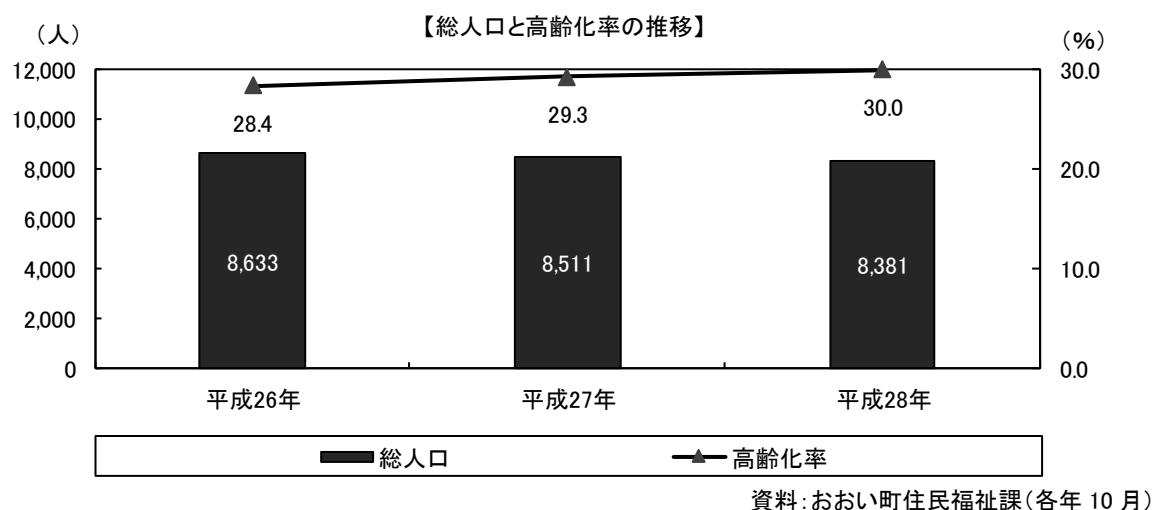
	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度	平成35 (2023) 年度
障害者基本計画						
障害福祉計画						
		第5期				第6期
障害児福祉計画						
		第1期				第2期

第2章 おおい町の現状と課題

1 人口の状況

(1) 総人口と高齢化率の推移

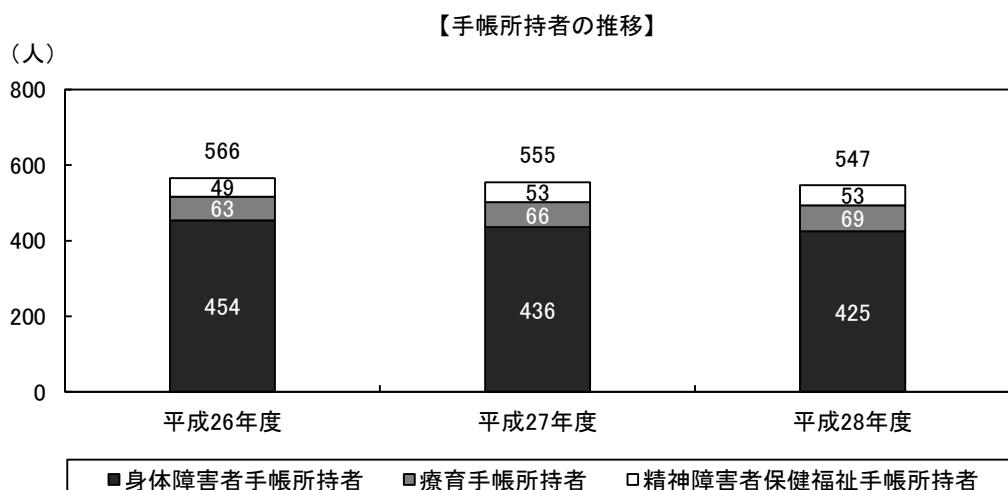
おおい町の総人口と高齢化率の推移をみると、人口は減少傾向となっている一方で、高齢化率は上昇しており、少子高齢化が進んでいます。特に高齢化率については、平成28年にはじめて3割に達し、今後も高齢化の進展が予想されます。



2 障害のある人の状況

(1) 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者の推移をみると、身体障害者手帳所持者は減少傾向となっていますが、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向となっています。

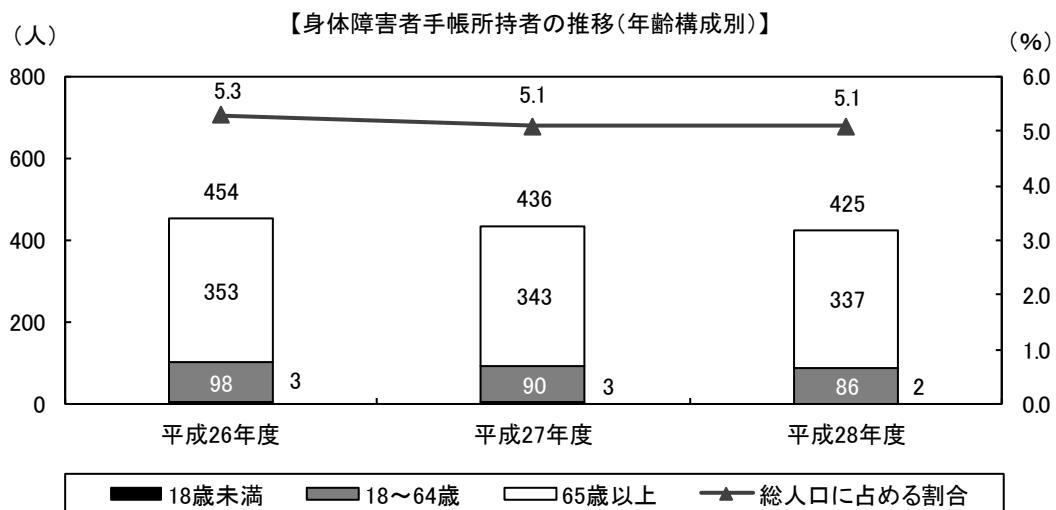


資料:おおい町介護福祉課

(2) 身体障害者手帳所持者の推移

① 身体障害者手帳所持者の年齢構成別の推移

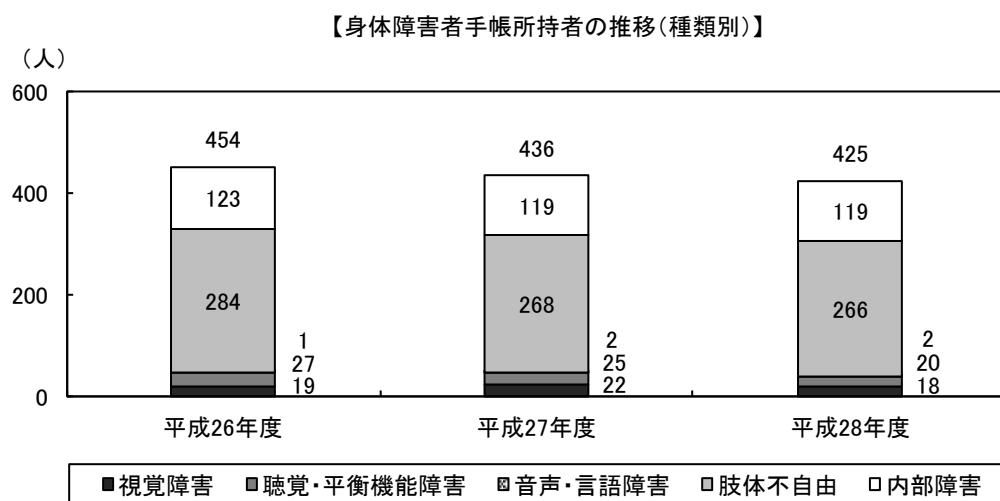
身体障害者手帳所持者の年齢構成別の推移をみると、18歳未満は横ばい、18～64歳及び65歳以上は減少傾向となっています。総人口に占める割合は、平成28年度は5.1%となっています。



資料：おおい町介護福祉課

② 身体障害者手帳所持者の種類別の推移

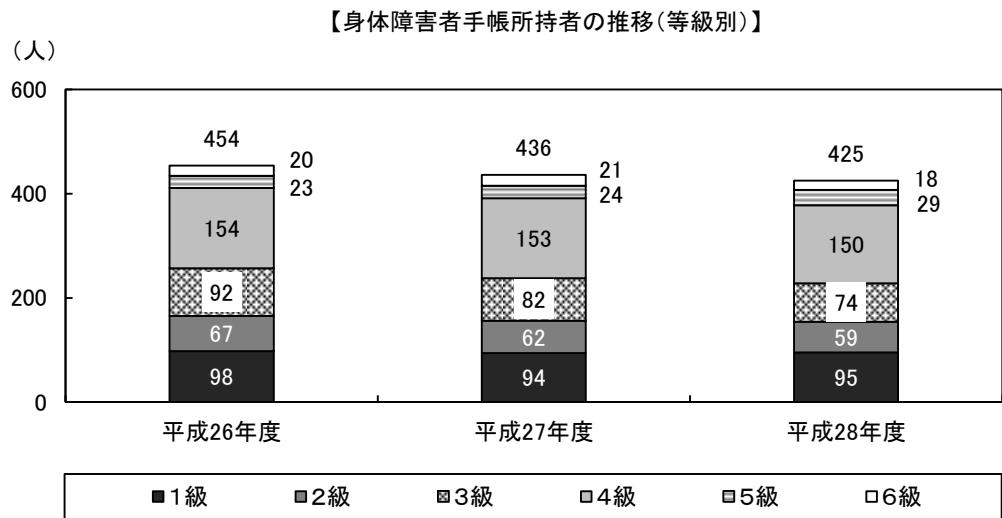
身体障害者手帳所持者の種類別の推移をみると、聴覚・平衡機能障害及び肢体不自由は減少傾向となっていますが、その他はおおむね横ばいとなっています。



資料：おおい町介護福祉課

③ 身体障害者手帳所持者の等級別の推移

身体障害者手帳所持者の等級別の推移をみると、1級及び6級はおおむね横ばいとなっていますが、5級は増加傾向、その他は減少傾向となっています。

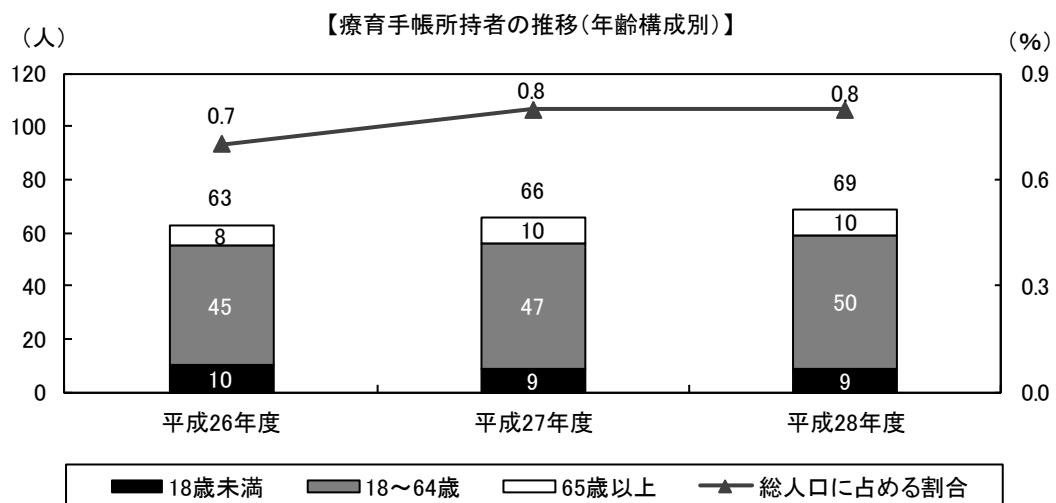


資料：おおい町介護福祉課

(3) 療育手帳所持者の推移

① 療育手帳所持者の年齢構成別の推移

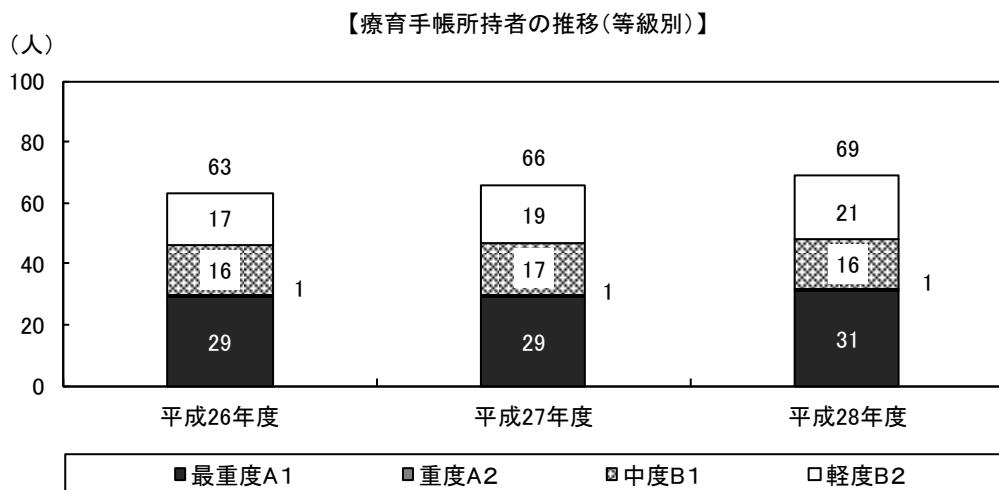
療育手帳所持者の年齢構成別の推移をみると、18歳未満及び65歳以上は横ばいとなっていますが、18～64歳は増加傾向となっています。総人口に占める割合は、平成28年度は0.8%となっています。



資料：おおい町介護福祉課

② 療育手帳所持者の等級別の推移

療育手帳所持者の等級別の推移をみると、軽度B2は増加傾向となっていますが、その他はおおむね横ばいとなっています。

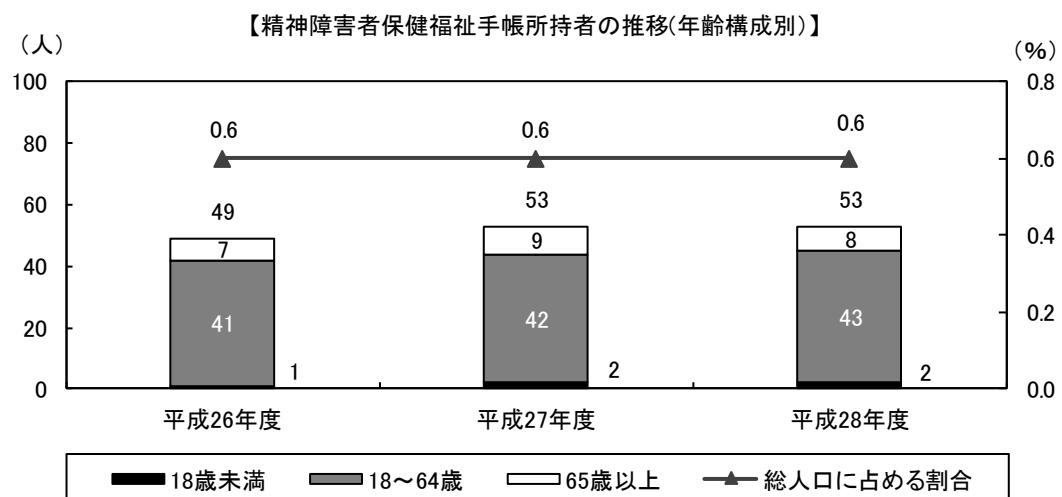


資料：おおい町介護福祉課

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

① 精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢構成別の推移

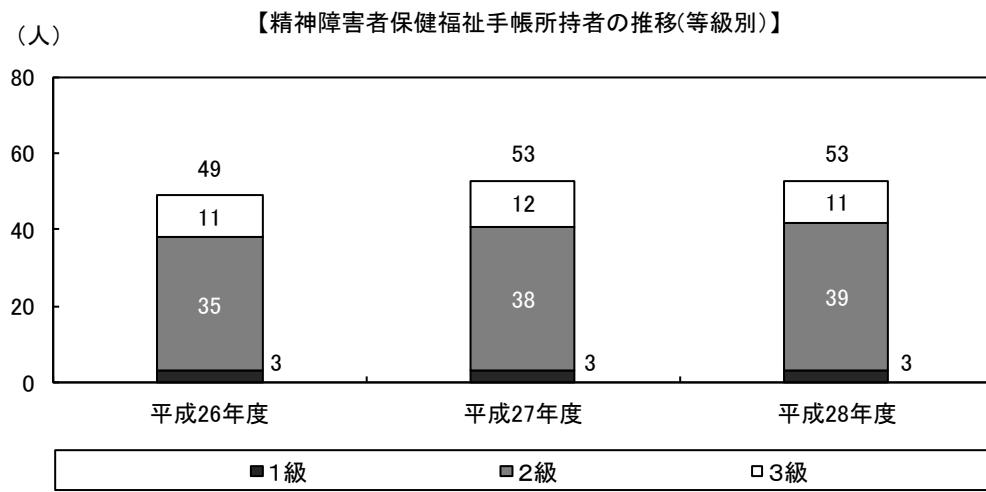
精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢構成別の推移をみると、18歳未満及び65歳以上は横ばいとなっていますが、18～64歳は微増傾向となっています。総人口に占める割合は、平成28年度は0.6%となっています。



資料：おおい町介護福祉課

② 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別の推移

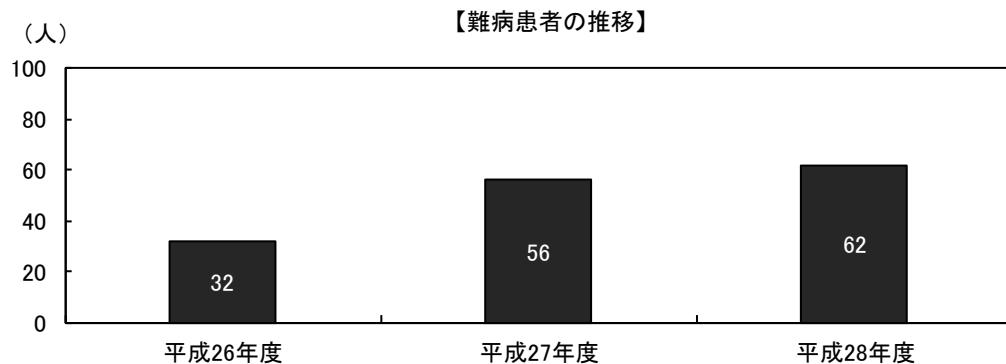
精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別の推移をみると、1級及び3級は横ばいとなっていますが、2級は増加傾向となっています。



資料：おおい町介護福祉課

(5) 難病患者の推移

難病患者の推移をみると、平成26年度以降増加傾向となっており、平成26年度から平成28年度にかけて30人増加しています。

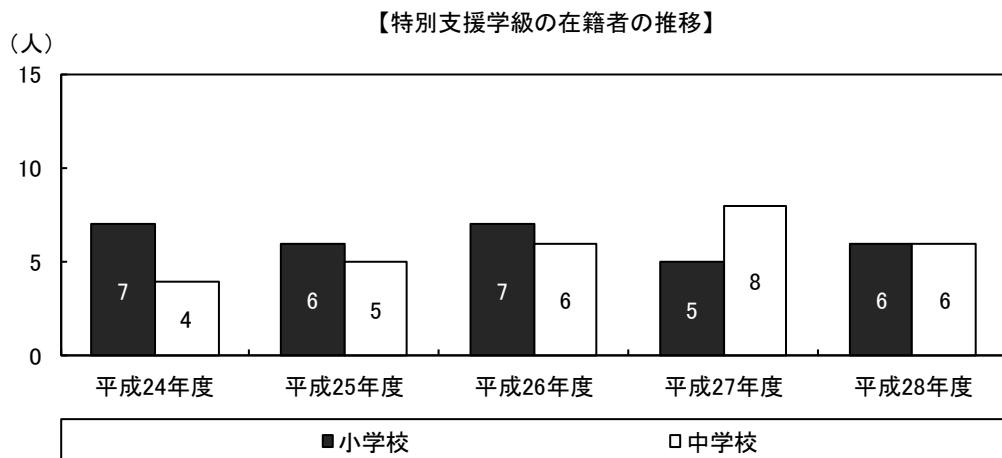


資料:福井県嶺南振興局若狭健康福祉センター

3 障害のある子どもの状況

(1) 特別支援学級の在籍者の推移

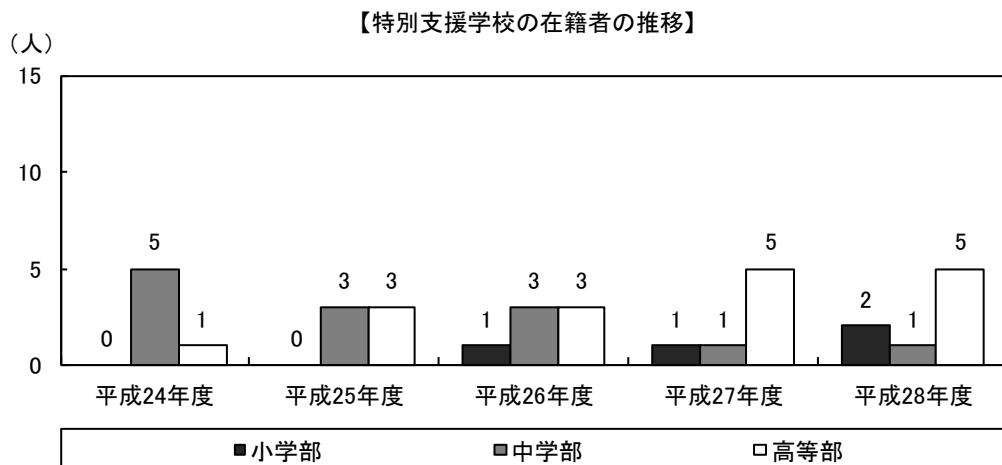
特別支援学級の在籍者の推移をみると、小学校、中学校ともにおおむね横ばいとなっています。



資料:おおい町教育委員会

(2) 特別支援学校の在籍者の推移

特別支援学校の在籍者の推移をみると、中学部は減少傾向となっている一方で、小学部及び高等部は増加傾向となっています。



資料：おおい町教育委員会

4 第4期計画における障害福祉サービス等の状況

(1) 障害福祉サービスの実績

サービス種別	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度(見込み)			
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	
介護給付	居宅介護	時間／月	133	172	77.3%	137	187	73.3%	135	203	66.5%
		人／月	7	11	63.6%	10	12	83.3%	8	13	61.5%
	重度訪問介護	時間／月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
		人／月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	同行援護	時間／月	30	33	90.9%	16	33	48.5%	11	33	33.3%
		人／月	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	行動援護	時間／月	0	10	0.0%	0	10	0.0%	0	10	0.0%
		人／月	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%
	重度障害者等包括支援	時間／月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
		人／月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	生活介護	人日／月	614	622	98.7%	644	622	103.5%	603	641	94.1%
		人／月	31	32	96.9%	34	32	106.3%	31	33	93.9%
	療養介護	人／月	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
	短期入所	人日／月	12	-	-	10	-	-	49	-	-
		人／月	9	4	225.0%	6	5	120.0%	5	6	83.3%
	施設入所支援	人／月	16	16	100.0%	16	16	100.0%	15	15	100.0%
訓練給付	自立訓練 (機能訓練)	人日／月	-	-	-	-	-	-	-	-	
		人／月	-	-	-	-	-	-	-	-	
	自立訓練 (生活訓練)	人日／月	-	-	-	-	-	-	-	-	
		人／月	-	-	-	-	-	-	-	-	
	就労移行支援	人日／月	71	82	86.6%	95	99	96.0%	123	132	93.2%
		人／月	7	5	140.0%	11	6	183.3%	8	8	100.0%
	就労継続支援 (A型)	人日／月	252	306	82.4%	216	306	70.6%	237	327	72.5%
		人／月	13	15	86.7%	12	15	80.0%	12	16	75.0%
	就労継続支援 (B型)	人日／月	294	322	91.3%	274	379	72.3%	262	393	66.7%
		人／月	20	17	117.6%	19	20	95.0%	16	21	76.2%
	共同生活援助 (グループホーム)	人／月	17	16	106.3%	17	16	106.3%	18	16	112.5%
地域支援	計画相談支援	人／月	13	13	100.0%	14	15	93.3%	16	17	94.1%
	地域移行支援	人／月	0	0	-	0	1	0.0%	0	1	0.0%
	地域定着支援	人／月	0	-	-	1	-	-	1	-	-

サービス種別		単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度(見込み)		
			実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
障害児通所支援	児童発達支援	人日／月	12	14	85.7%	2	14	14.3%	15	19	78.9%
		人／月	4	3	133.3%	1	3	33.3%	6	4	150.0%
	放課後等デイサービス	人日／月	0	0	-	0	0	-	9	0	-
		人／月	0	0	-	0	0	-	2	0	-
	保育所等訪問支援	人日／月	1	0	-	1	0	-	1	0	-
		人／月	1	0	-	1	0	-	1	0	-
	医療型児童発達支援	人日／月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
		人／月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
障害児相談支援		人／月	1	1	100.0%	1	1	100.0%	3	2	150.0%

(2) 地域生活支援事業の実績

サービス種別	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度(見込み)			
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	
理解促進研修・啓発事業	有／無	無	無	-	無	有	0.0%	無	有	0.0%	
自発的活動支援事業	有／無	無	無	-	無	有	0.0%	無	有	0.0%	
障害者相談支援事業	箇所	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%	
基幹相談支援センター等機能強化事業	有／無	無	無	-	無	無	-	無	有	0.0%	
住宅入居等支援事業	有／無	無	無	-	無	無	-	無	有	0.0%	
成年後見制度利用支援事業	人／年	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%	
成年後見制度法人後見支援事業	有／無	無	無	-	無	無	-	無	有	0.0%	
支援意思疎通事業	手話通訳者／要約筆記者派遣事業	件／年	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%
	手話通訳者設置事業	人／年	0	0	0.0%	0	0	-	0	1	0.0%
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件／年	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%
	自立生活支援用具	件／年	0	3	0.0%	3	3	100.0%	4	3	133.3%
	在宅療養等支援用具	件／年	0	2	0.0%	1	2	50.0%	0	2	0.0%
	情報・意思疎通支援用具	件／年	1	1	100.0%	2	1	200.0%	0	1	0.0%
	排泄管理支援用具	件／年	248	240	103.3%	264	240	110.0%	276	240	115.0%
	住宅改修費	件／年	0	0	-	0	0	-	0	0	-
手話奉仕員養成研修事業	人／年	0	1	0.0%	0	0	-	0	3	0.0%	
移動支援事業	時間／年	516	470	109.8%	420	566	74.2%	408	662	61.6%	
	人／年	4	5	80.0%	4	6	66.7%	3	7	42.9%	
地域活動支援センター機能強化事業	箇所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	
	人／年	3	6	50.0%	3	6	50.0%	3	7	42.9%	
日中一時支援事業	箇所	3	3	100.0%	3	3	100.0%	3	3	100.0%	
	人／年	6	7	85.7%	3	8	37.5%	2	9	22.2%	

5 アンケート調査結果からみる現状

(1) 回答者について

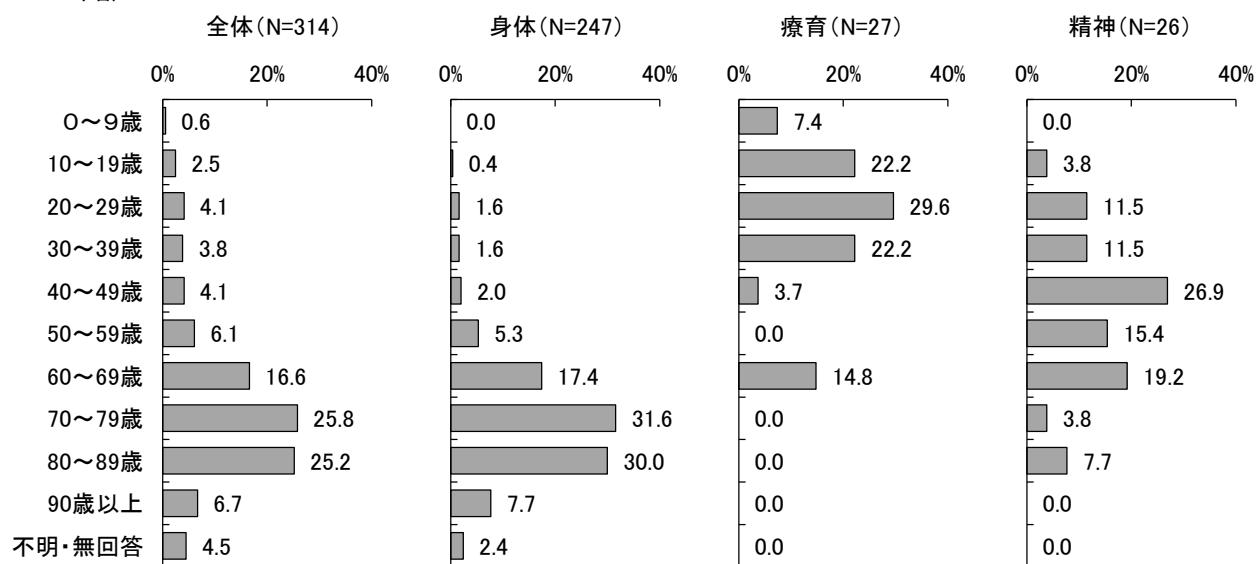
回答者の年齢をみると、身体は70～80歳代、療育は10～30歳代、精神は40～60歳代が高くなっています。

障害者手帳の種類をみると、身体障害者手帳が78.7%、療育手帳が8.6%、精神障害者保健福祉手帳が8.3%となっています。

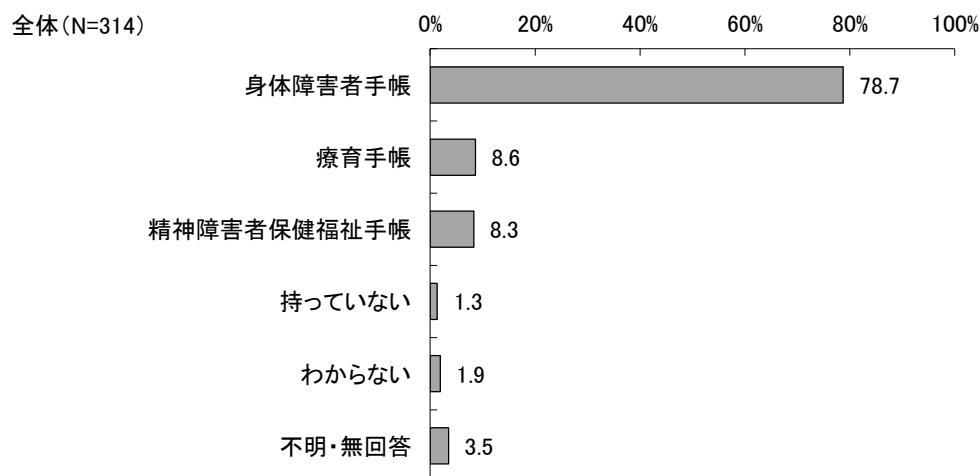
難病の診断を受けているかについてみると、「受けている」は全体で12.1%、障害種別にみると、精神で19.2%と最も高くなっています。

発達障害の診断を受けているかについてみると、「診断されたことがある」は全体で9.6%、障害種別にみると、療育で70.4%と最も高くなっています。

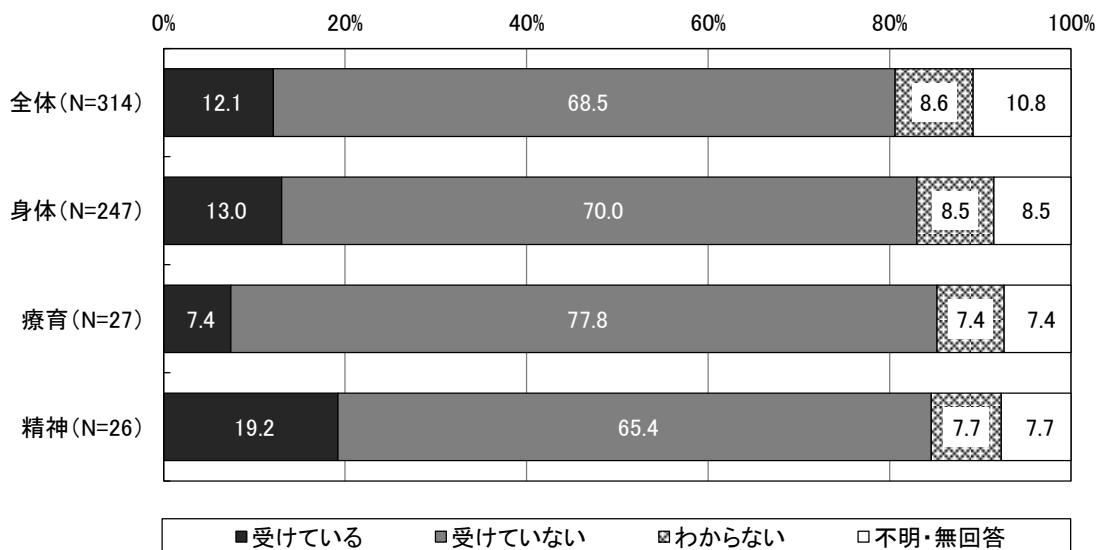
■年齢



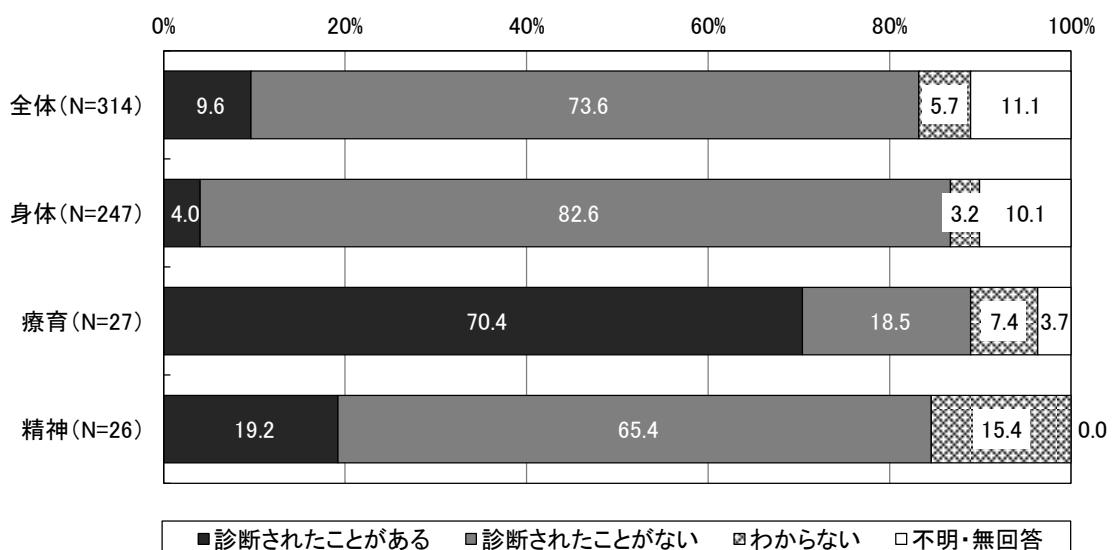
■障害者手帳の種類



■難病の診断を受けているか



■発達障害の診断を受けているか

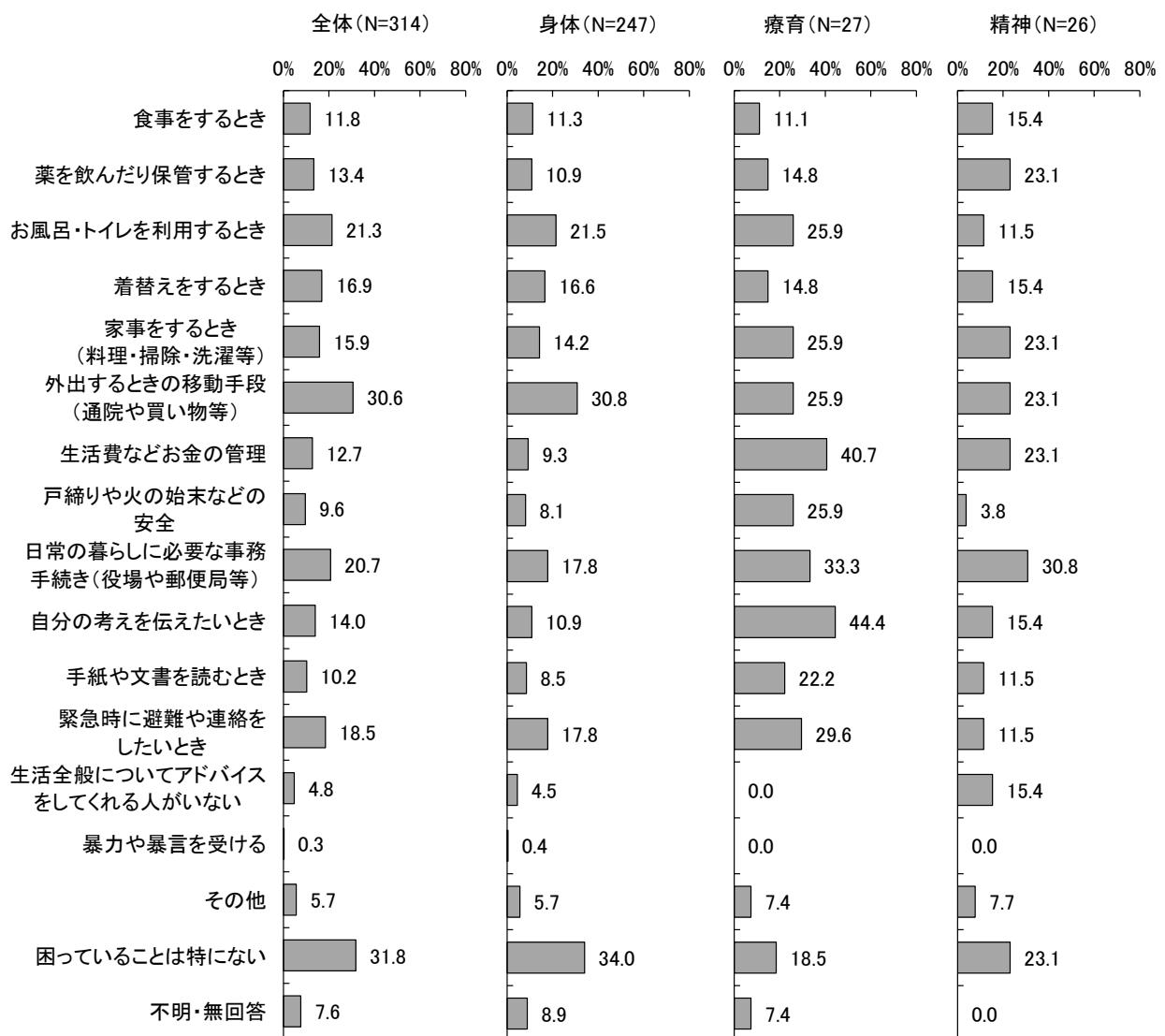


(2) 現在の生活について

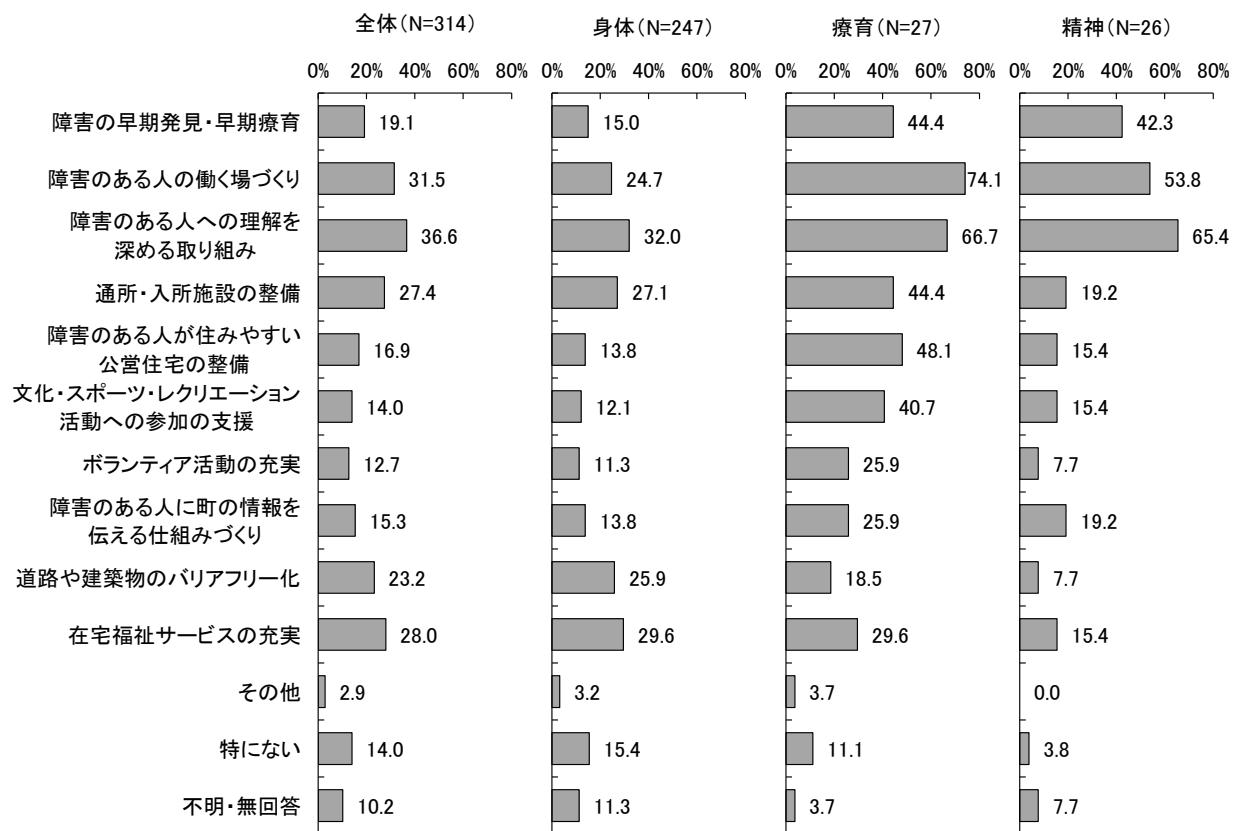
生活の中で困っていることについてみると、「困っていることは特にない」を除き、身体は「外出するときの移動手段（通院や買い物等）」が30.8%、療育は「自分の考えを伝えたいとき」が44.4%、「生活費などお金の管理」が40.7%、精神は「日常の暮らしに必要な事務手続き（役場や郵便局等）」が30.8%で高くなっています。

障害のある人が暮らしやすいまちにするために必要なことについてみると、身体・精神は「障害のある人への理解を深める取り組み」、療育は「障害のある人の働く場づくり」が最も高くなっています。

■生活の中で困っていること



■障害のある人が暮らしやすいまちにするために必要なこと

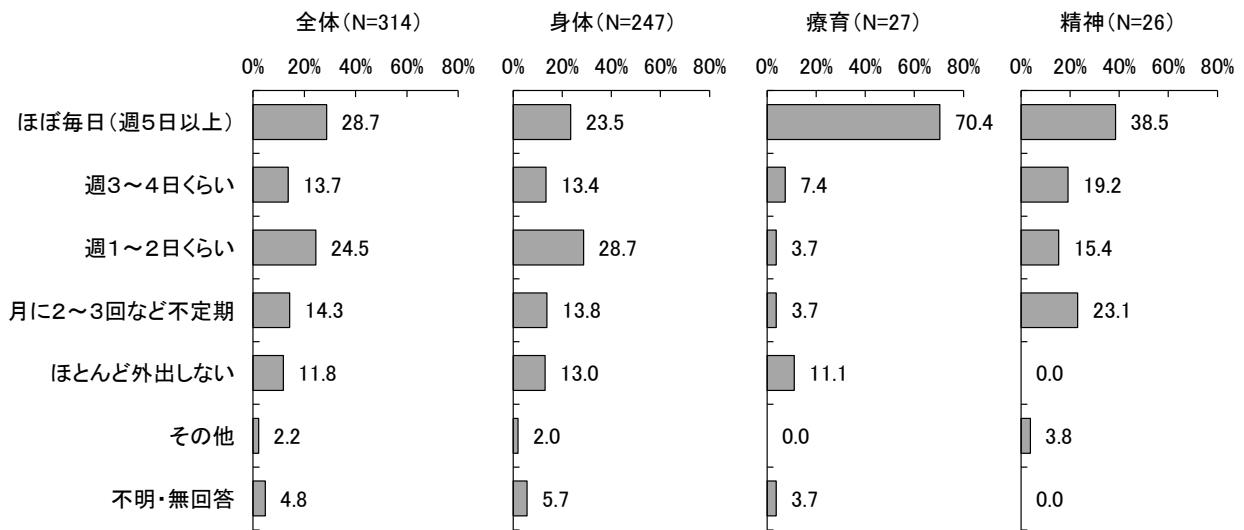


(3) 外出について

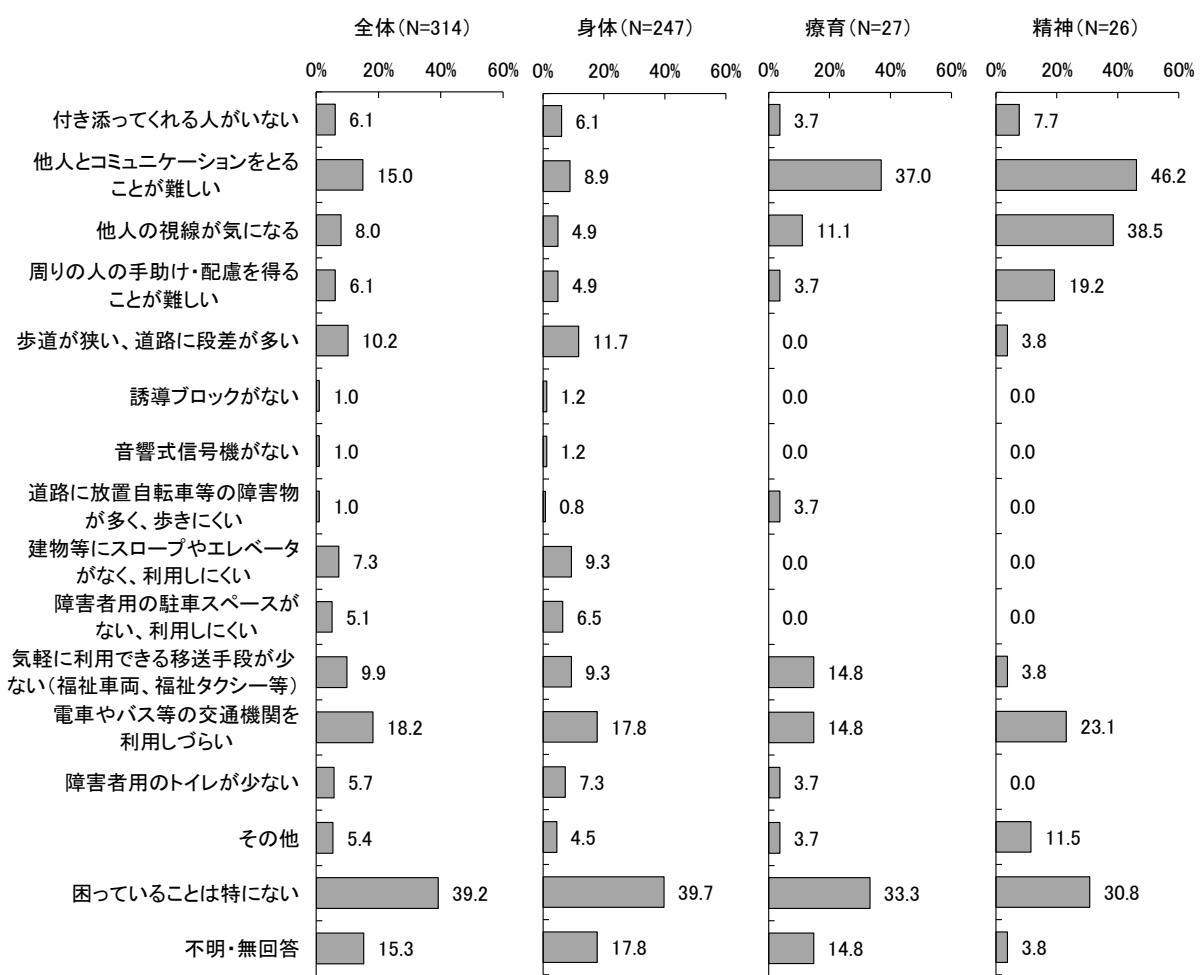
外出の頻度についてみると、身体は「週1～2日くらい」、療育・精神は「ほぼ毎日（週5日以上）」が最も高くなっています。

外出する際に困っていることについてみると、「困っていることは特にない」を除き、身体は「電車やバス等の交通機関を利用しづらい」が17.8%、療育は「他人とコミュニケーションをとることが難しい」が37.0%、精神は「他人とコミュニケーションをとることが難しい」が46.2%、「他人の視線が気になる」が38.5%で高くなっています。

■外出の頻度



■外出する際に困っていること

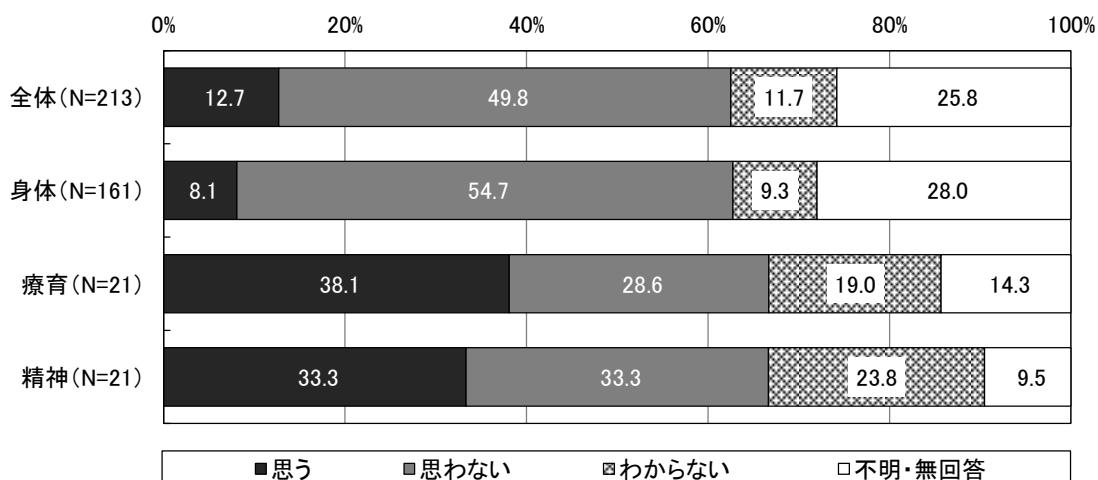


(4) 仕事について

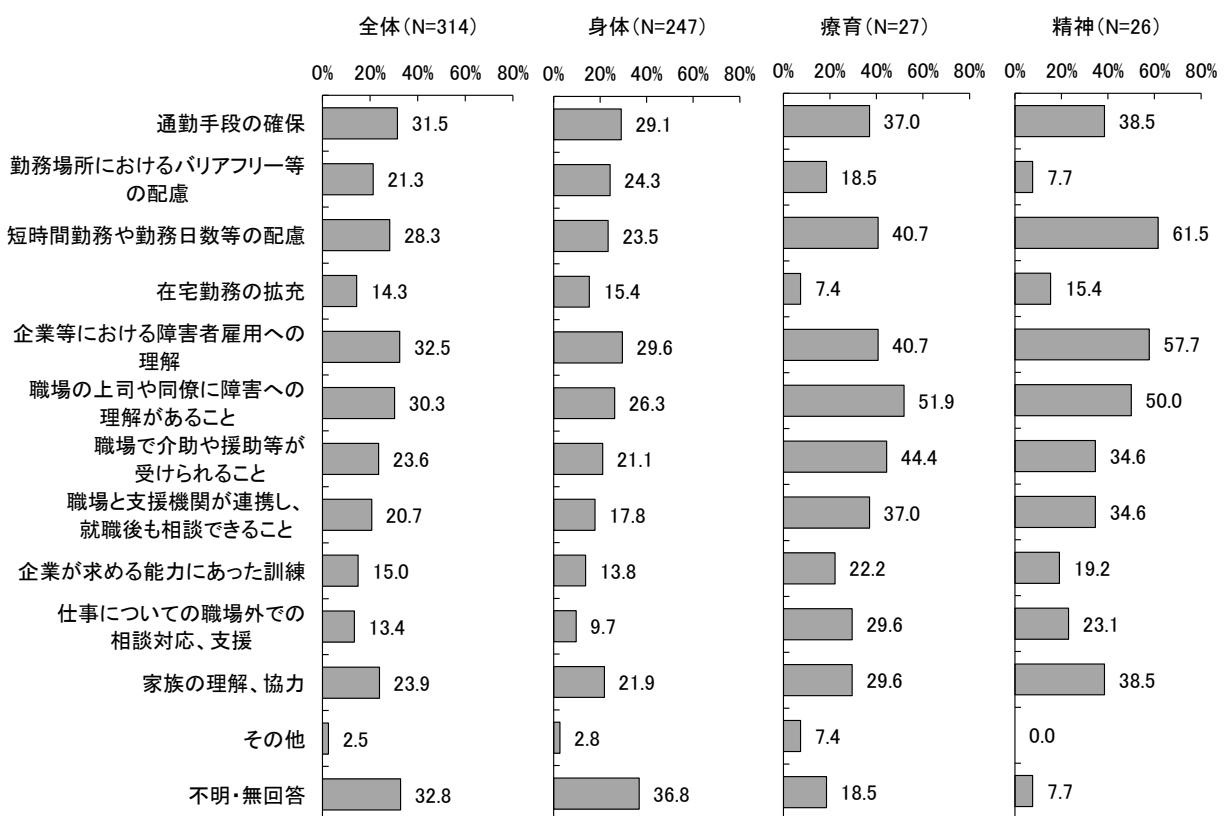
一般就労をしたいと思うかについてみると、療育・精神で「思う」が3割を超えて高くなっています。

就労支援に必要なことについてみると、いずれの障害も「企業等における障害者雇用への理解」「職場の上司や同僚に障害への理解があること」が高く、精神では「短時間勤務や勤務日数等の配慮」も61.5%で高くなっています。

■現在、一般就労をしていない人の一般就労への意向



■障害のある人の就労支援に必要なこと

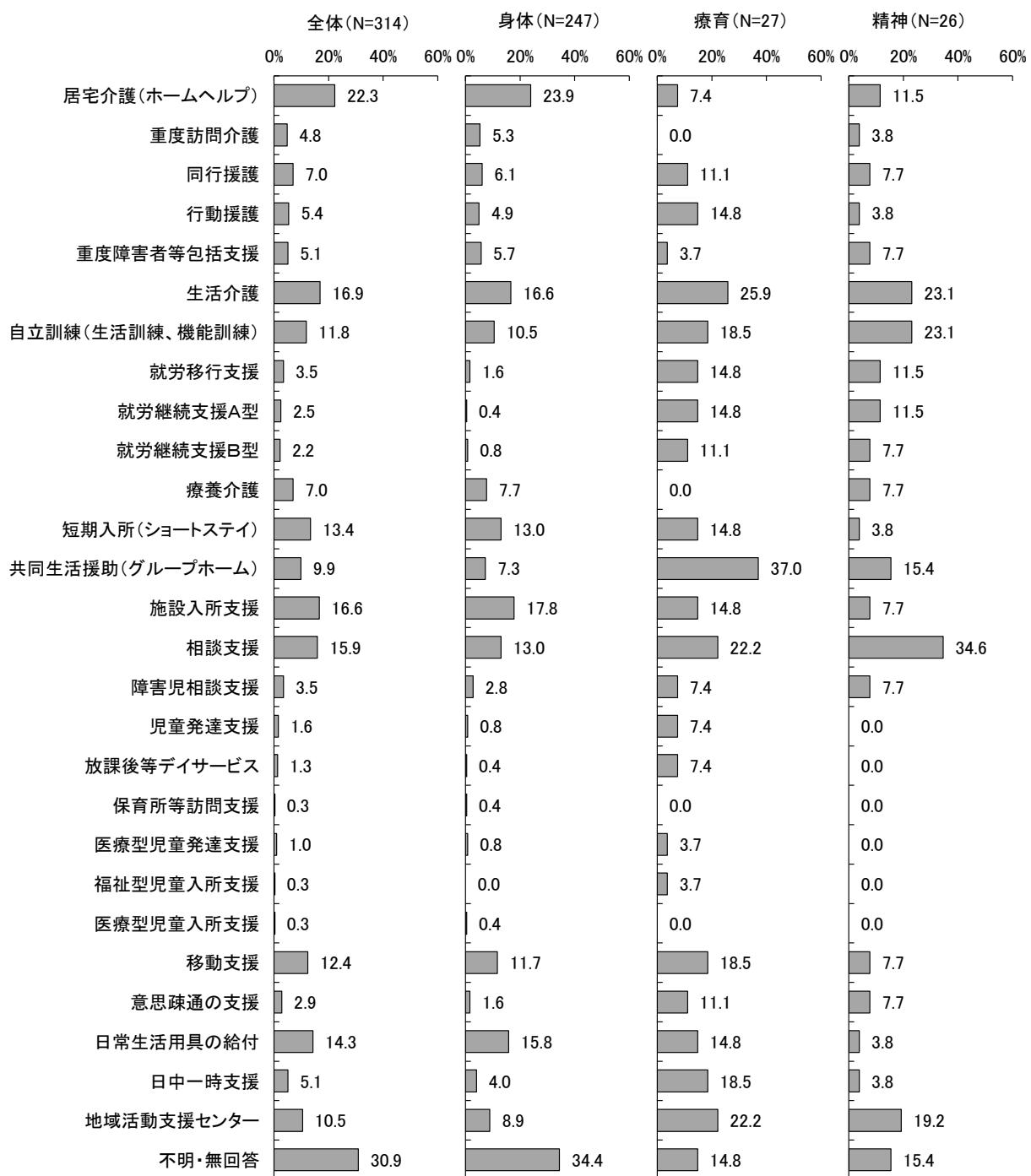


(5) 障害福祉サービスについて

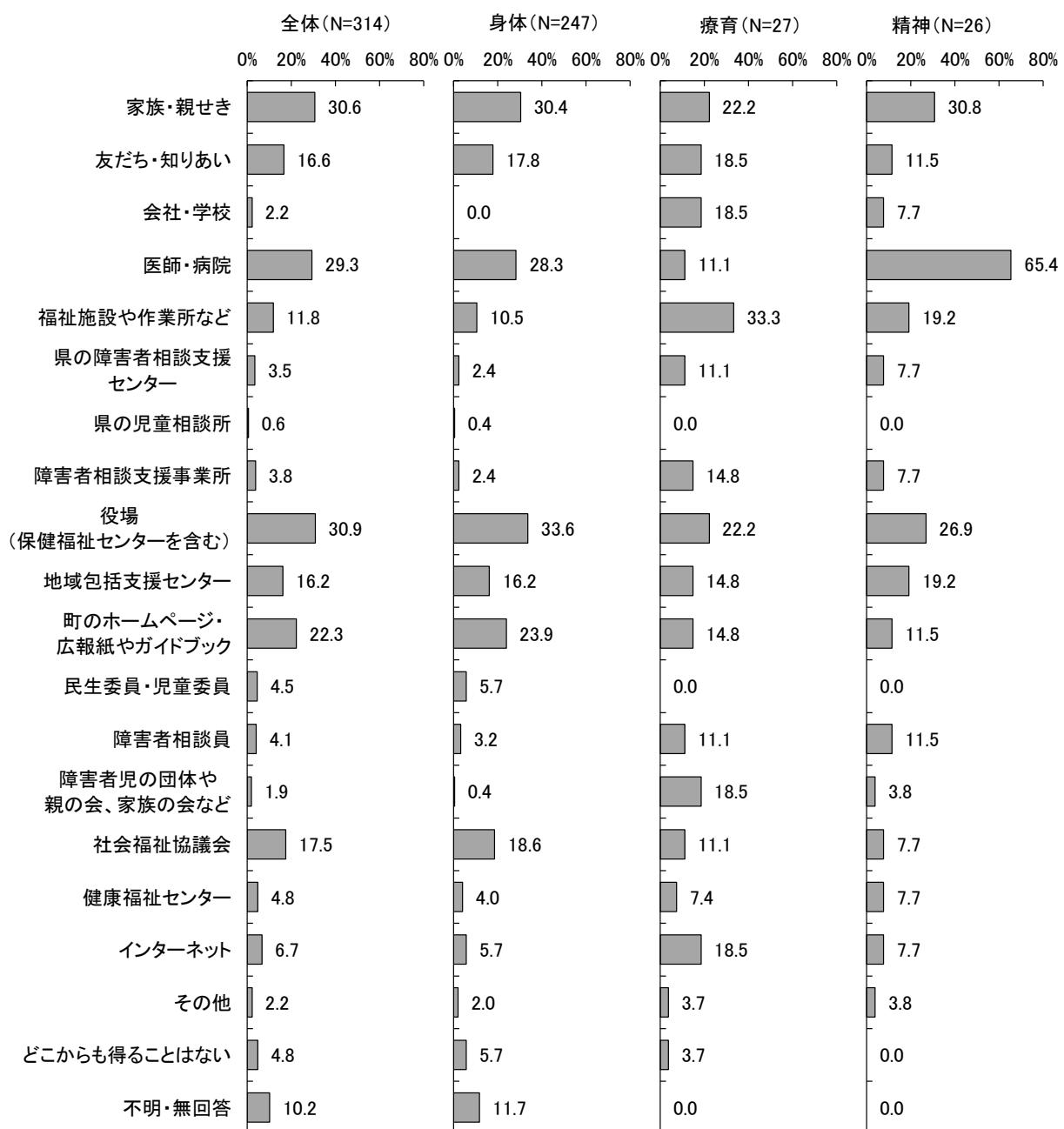
今後利用してみたい福祉サービスについてみると、身体は「居宅介護（ホームヘルプ）」が23.9%、療育は「共同生活援助（グループホーム）」が37.0%、精神は「相談支援」が34.6%で最も高くなっています。

障害や福祉サービスに関する情報の入手先についてみると、身体は「役場（保健福祉センターを含む）」が33.6%、療育は「福祉施設や作業所など」が33.3%、精神は「医師・病院」が65.4%で最も高くなっています。

■今後利用してみたい福祉サービス



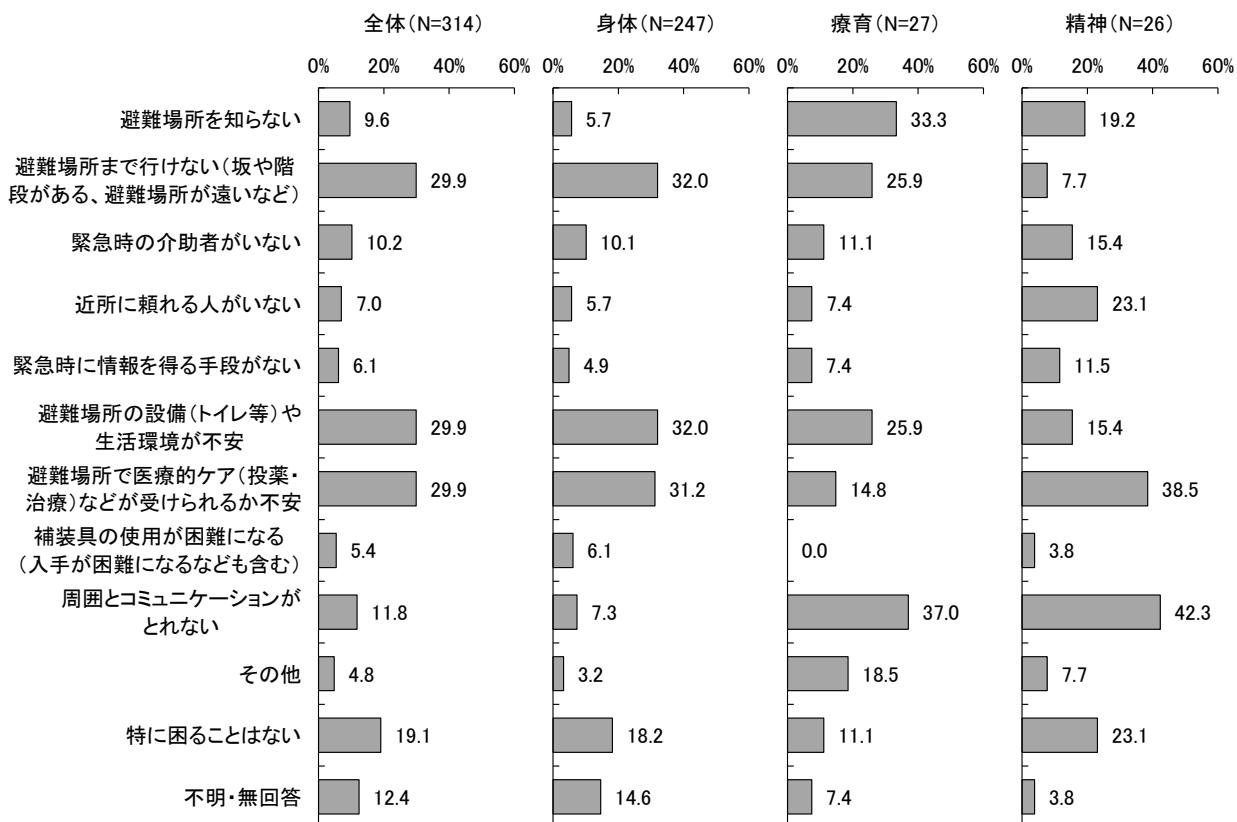
■障害や福祉サービスに関する情報の入手先



(6) 安全・安心について

災害時に困ることについてみると、身体は「避難場所まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）」「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」「避難場所で医療的ケア（投薬・治療）などが受けられるか不安」が高くなっています。療育は「周囲とコミュニケーションがとれない」「避難場所を知らない」が高くなっています。精神は「周囲とコミュニケーションがとれない」「避難場所で医療的ケア（投薬・治療）などが受けられるか不安」が高くなっています。

■災害時に困ること

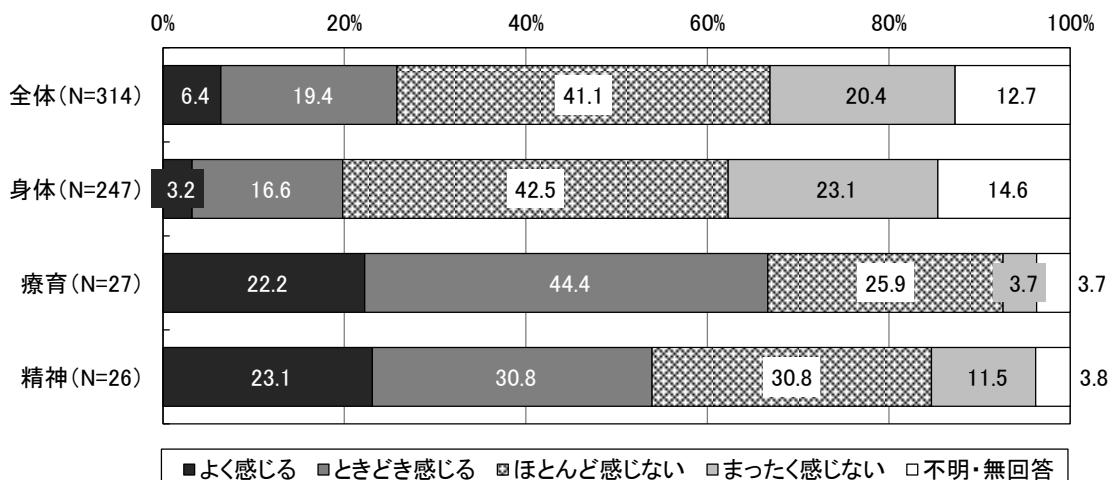


(7) 差別・偏見について

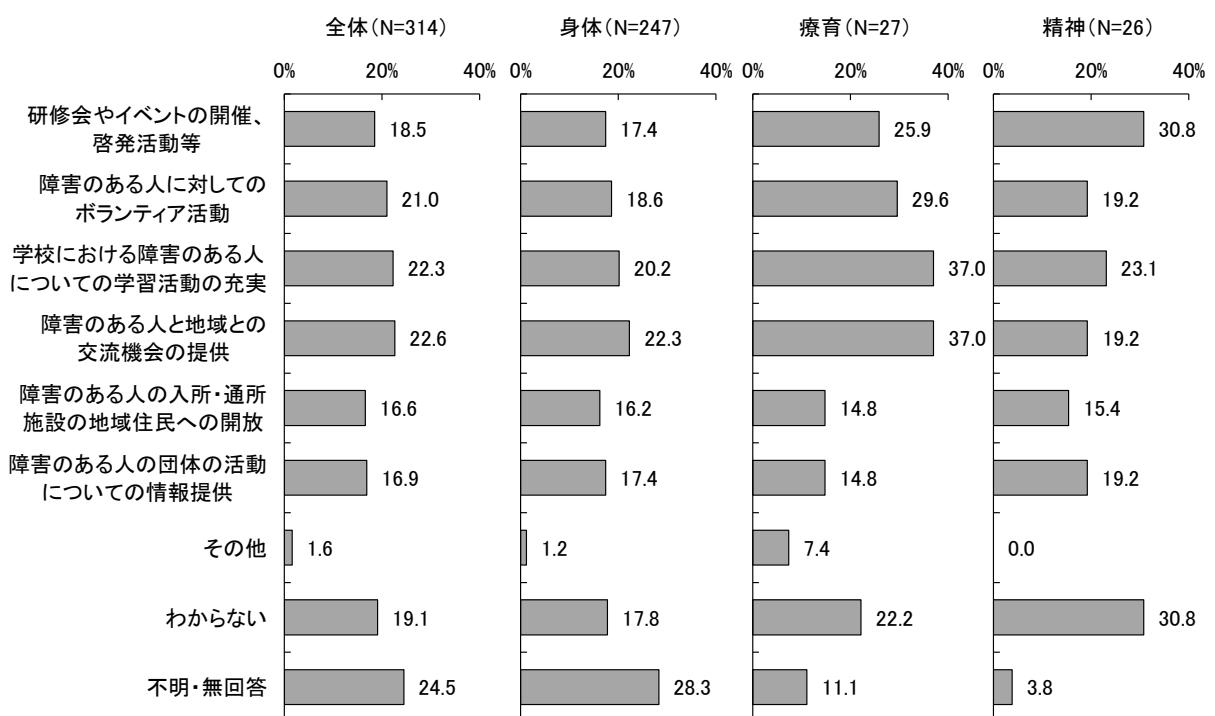
障害を理由に差別や偏見を感じることはあるかについてみると、『感じる（「よく感じる」と「ときどき感じる」の合計）』は身体で19.8%、療育で66.6%、精神で53.9%となっています。

障害への理解を深めるために必要なことについてみると、身体・療育は「障害のある人と地域との交流機会の提供」「学校における障害のある人についての学習活動の充実」、精神は「研修会やイベントの開催、啓発活動等」「学校における障害のある人についての学習活動の充実」が高くなっています。

■ 障害を理由に差別や偏見を感じることはあるか



■ 障害への理解を深めるために必要なこと

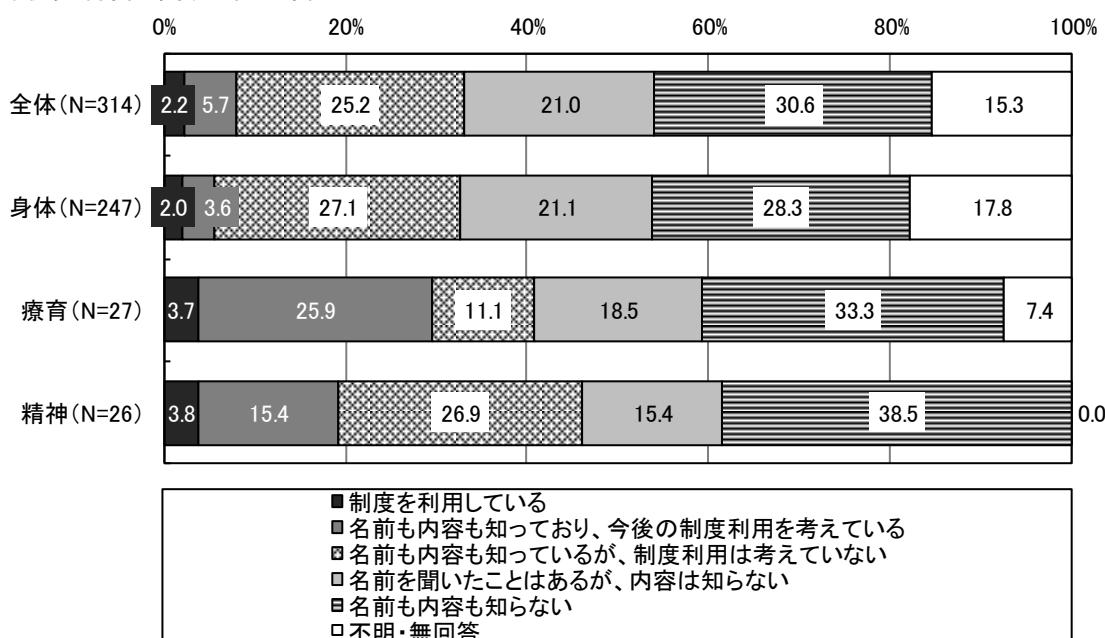


(8) 今後の生活について

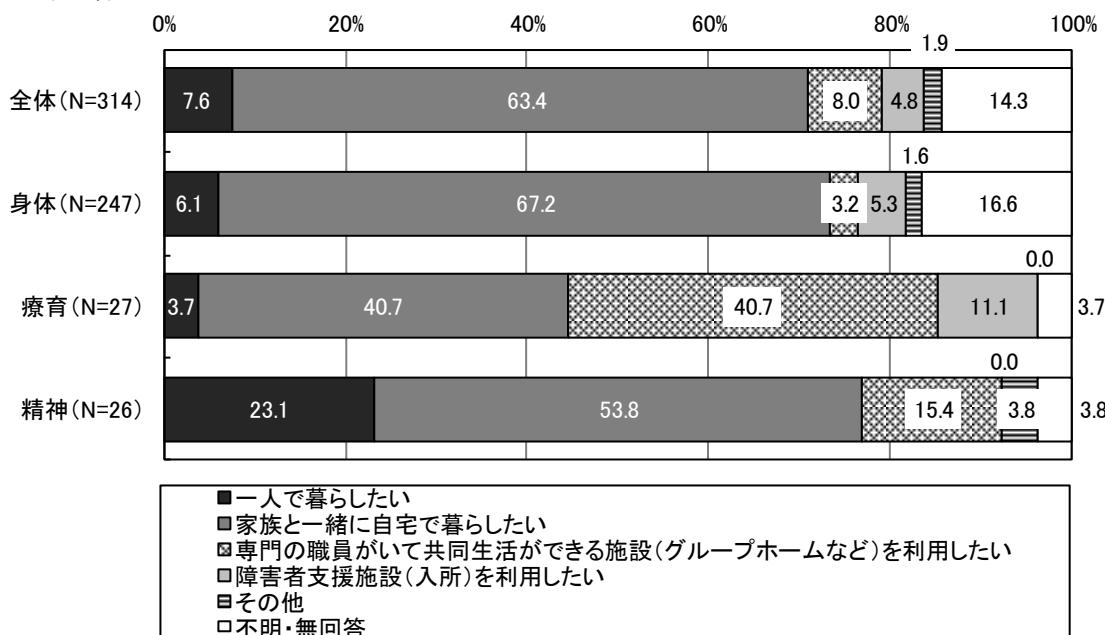
成年後見制度に関する認知度についてみると、「制度を利用している」はいずれの障害も1割を下回っています。療育では「名前も内容も知っており、今後の制度利用を考えている」が25.9%となっています。一方、「名前も内容も知らない」は身体で28.3%、療育で33.3%、精神で38.5%となっています。

どのように暮らしていきたいかについてみると、身体・精神は「家族と一緒に自宅で暮らしたい」がそれぞれ67.2%、53.8%で最も高くなっています。療育は「家族と一緒に自宅で暮らしたい」「専門の職員がいて共同生活ができる施設（グループホームなど）を利用したい」がともに40.7%で高くなっています。

■成年後見制度に関する認知度



■どのように暮らしていきたいか



(9) 保育・教育について

今後、障害児の保育や教育の充実のために必要なことについてみると、「進路指導をしっかりしてほしい（自立して働くような力をつけさせてほしい）」「障害特性に応じた配慮をしてほしい」が多くなっています。

学齢期終了後の働き方や暮らし方の展望についてみると、「会社などで働きたい」が多くなっています。

■今後、障害児の保育や教育の充実のために必要なこと

上段:件数、下段:%							
	児童・生徒 が、障害の 有無にかか わらず、交流 できる場がほ しい（ふやし てほしい）	周囲の児童・ 生徒や保護者などに、 障害について理 解してほしい	通所（園）や 通学を便利に してほしい	進路指導を しっかりして ほしい (自立して働く ような力を つけさせて ほしい)	障害のある 人が利用で きる設備をふ やしてほしい	障害特性に 応じた配慮を してほしい	障害のことが わかる保育 や授業をして ほしい（ふや してほしい）
全体(N=6)	4	3	3	6	3	5	2
	66.7	50.0	50.0	100.0	50.0	83.3	33.3
	休日等に活 動できる仲間 や施設がほ しい	放課後や長 期休暇中に 利用できる福 祉サービスを ふやしてほしい	保育や教育 について相 談できる人や 場所をふやし てほしい	その他	特にない	不明・ 無回答	
	3	3	3	1	-	-	-
	50.0	50.0	50.0	16.7	-	-	-

■学齢期終了後の働き方や暮らし方の展望

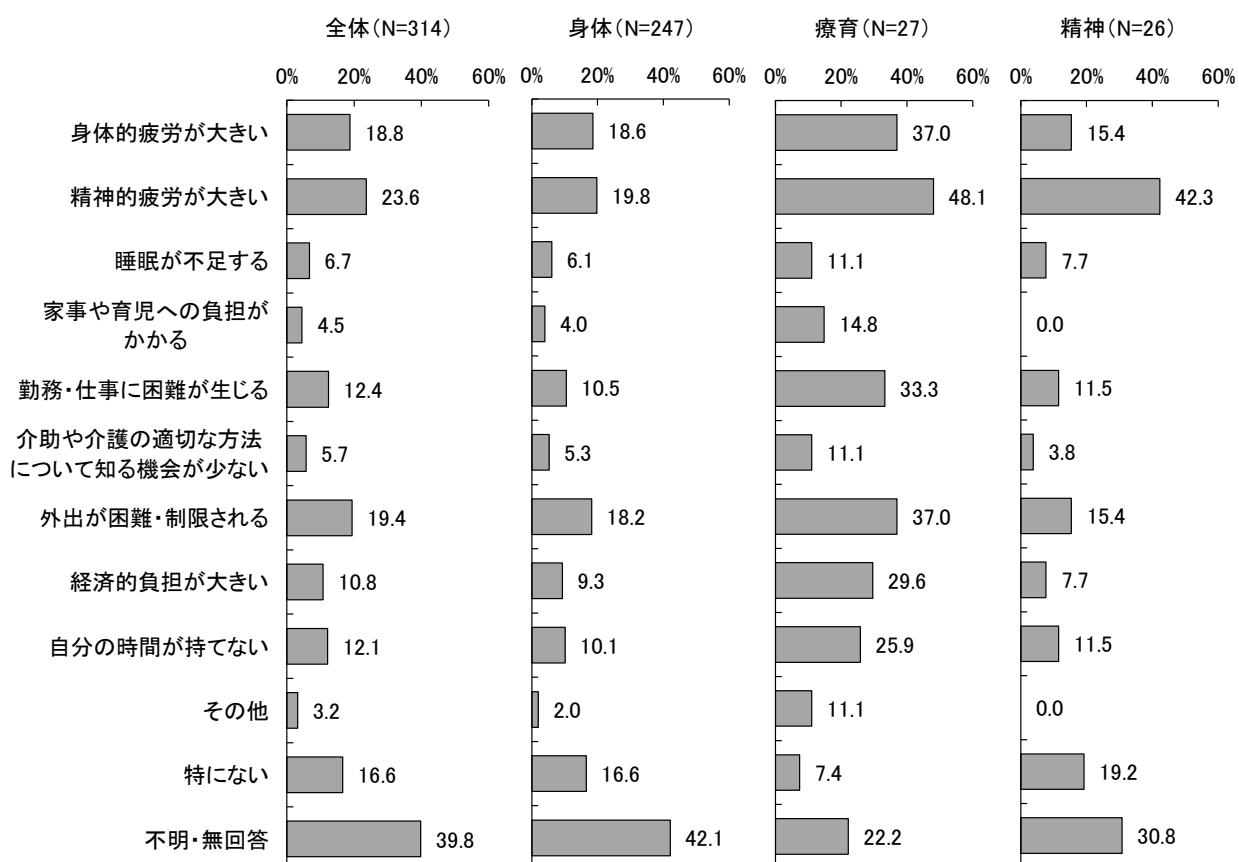
上段:件数、下段:%					
	会社などで 働きたい	職業訓練校 で勉強・訓練 をしたい	就労継続支 援A型事業 所で働きたい	就労継続支 援B型事業 所で働きたい	左記以外の 通所事業所 へ行きたい
全体(N=6)	3	0	1	1	-
	50.0	0.0	16.7	16.7	-
	家の商売・ 仕事を手伝 いたい	大学などへ 進学したい	その他	イメージでき ない	不明・ 無回答
	-	1	-	-	-
	-	16.7	-	-	-

(10) 介助者について

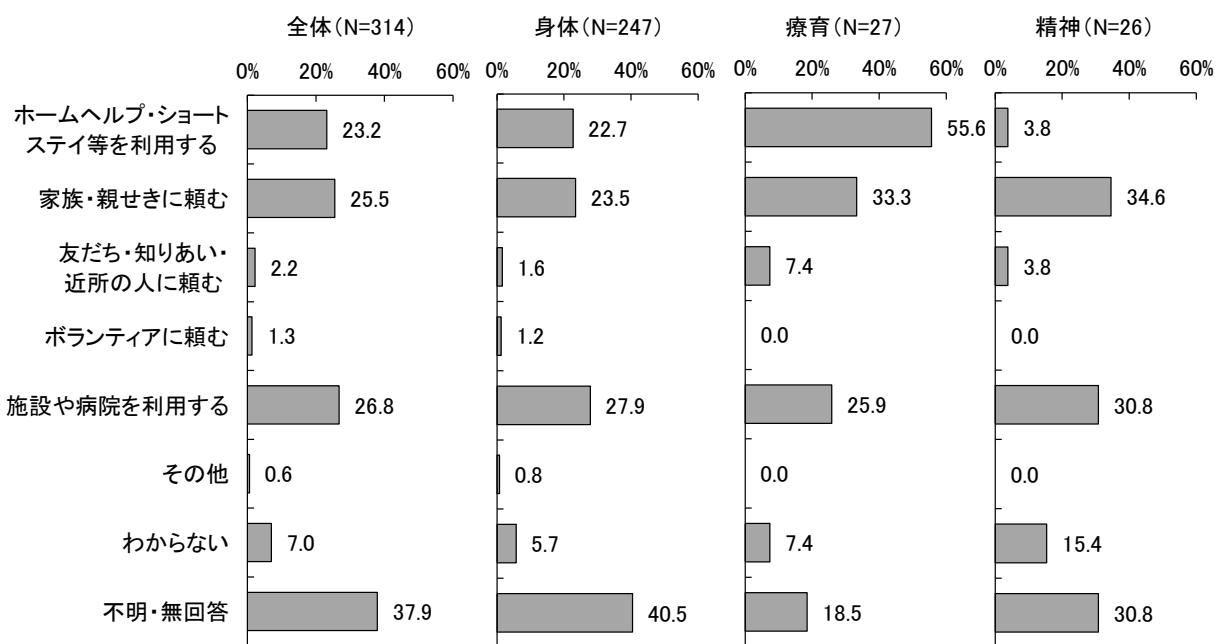
介助をしている人が介助についてどのように感じているかについてみると、いずれの障害も「精神的疲労が大きい」「身体的疲労が大きい」「外出が困難・制限される」が高くなっています。療育は「勤務・仕事に困難が生じる」についても高くなっています。

介助をしている人が一時的に介助・援助できなくなった場合にどのようにしたいかについてみると、身体は「施設や病院を利用する」が27.9%、療育は「ホームヘルプ・ショートステイ等を利用する」が55.6%、精神は「家族・親せきに頼む」が34.6%で最も高くなっています。

■介助をしている人が介助についてどのように感じているか



■介助をしている人が一時的に介助・援助できなくなった場合にどのようにしたいか



6 事業所ヒアリング結果からみる現状

(1) 今後、地域移行を促進するうえで、特に求められる地域資源・福祉サービス・支援のあり方等について

- グループホームについて、増設や重度者受け入れ等の機能拡大を求める意見が多くなっています。
- 一方、生活支援や自立支援を担う事業所や職員等担い手の確保が難しいとの意見も挙がっています。

主な意見（抜粋）

- 重度の利用者を受け入れるグループホームがもっと必要となってくると思うが、現在のグループホームの単価や夜勤等の支援体制整備の大変さを考えると手を挙げる事業所は多くないと思う
- まず「生活の場」として、グループホーム、ホームヘルプサービスが必要。そして、「日中活動の場」として、就労継続支援、生活介護、日中一時支援等が必要
- 地域で生活するための事業所の不足（自立支援につながる事業所の立ち上げ支援等）を解消するようにしてはどうか
- 地域内での施設入所者の能力に応じた就労先の確保が必要
- グループホーム等生活支援を担うサービス提供者の確保が困難。その理由としては、給付費の単価が低く労働に見あった対価を提供できないため。事業所としても働きやすい職場の提供を検討していく必要はあるが、現状は長く働いてもらえていないため、担い手の確保が困難になっている
- ①グループホーム：大飯地区には現在ないため、今後必要。関西電力の住宅を利用するなど、現在ある資源を活用 ②居宅介護：大飯地区には現在ないため、今後必要。 ③自立生活援助：平成 30（2018）年度より創設される事業。これについてもアンケート内で問うべき（就労定着支援も）

（2）障害福祉サービス事業を行ううえで、特に課題・問題となっていることや、行政に求めたいこと

- グループホームについて、利用者の高齢化・重度化に伴う特養や入所施設等への移行の難しさ、報酬単価の低さ等の課題が挙げられています。
- 就労支援事業について、収益確保の難しさ、また、優先調達制度の推進や企業との連携を求める意見が挙がっています。
- 住民に対する障害のある人への理解の啓発を求める意見もあります。

主な意見（抜粋）

- グループホームの寮生が高齢化・重度化し、グループホームでは十分な対応が出来なくなり、特養や入所施設等への移行が必要となった場合に、現状では、特養で障害のある高齢者は受け入れてもらうのが難しく、入所施設も順番待ちがありスムーズに移行できていない状況。今後のグループホームの寮生受け入れに不安がある
- A型事業所では、事業の収益で利用者に最低賃金以上の賃金を支払わなければならぬが、現状では十分な収益が上がっておらず最低賃金を支払えていない状況である。法人としてもより収益が上がる事業を開拓していく努力をしているが、行政にも「障害者優先調達推進法」の通り、施設から優先的・積極的に物品の購入や仕事の委託等を推進していただき、今以上のご協力をいただければと思う
- グループホームについては、現状の報酬単価では、特に小規模運営は経営上厳しいため、近年廃止しているところも少なくなく、新規立ち上げの見込みが低いと感じている（おおい町だけのことではないか）
- 日中活動の場として、就労継続支援事業を運営するためには生産活動収入が必要。近年、優先発注制度の推進から少しずつお声かけいただく機会も増えてありがたいかぎりだが、より収入、仕事量を増やしていくよう民間企業との橋渡しをしていただけるとありがたい。企業が施設に仕事を発注することを、人手不足の解消や人材確保の一つの手法として考えていただけるようになるとよい。障害者施設だから仕事を出してあげようではなく、企業としてもメリットがあるように、お試しでもよいので仕事の発注や施設外就労に興味を持つていただけるようになると嬉しい。企業によって障害者施設の印象は様々だと思うが、近年障害も発達障害等、多様化している中、障害を持っていても「ここまでできるのか」「こんなこともできるのか」と企業に知っていただける機会があると幸い（特に昨今注目されている、農業、伝統工芸、事業継承や存続が難しい仕事等）

主な意見（抜粋）

- 障害福祉サービス事業の利用につなげるための行政の理解がまだ不十分なように感じる。利用者側（住民）やその他の住民に対する障害理解への啓発が少なく感じる。（偏見や差別が生まれないようにしっかりととした理解があり、利用者が安心して利用できるまちづくりを望む）保育園・小学校・中学校・高校・支援センター・学童等への啓発等も必要
- 障害者理解の啓発活動
- 対人援助業務であるのに事務処理が膨大で事務的業務に追われている。報告等簡素化できるような方策（シートの簡素化等）をたてることで、本来行うべき対人援助業務に労力を注げるようにしてほしい

(3) おおい町の障害福祉施策や障害のある人を取り巻く現状について

- 障害への理解促進やボランティア参加等の啓発のために、町のイベントを開催してほしいという意見があります。
- 移動支援や訪問サービスの充実を求める意見もあります。
- また、利用できるサービスに地域格差があるといった指摘もあります。

主な意見（抜粋）

- 会社等も含め、福祉事業所等への参与会員等が増加するような取り組みや啓発活動を活発にしていただけないとありがたい。当事者意識を持って障害理解やボランティア参加等を、おおい町のイベントとして何かしていただきたい。各障害福祉事業所が参加できるイベントがあれば、何をどこでしていくどんな支援を受けられるのか、楽しみながらおおい町民が参加できる催し等
- 若狭地域全体の課題であるが、低所得者の移動支援が必要
- 居宅介護、訪問看護等障害者向けの訪問サービスの確保が必要
- 同じ町内で、名田庄地区と大飯地区で利用できるサービスに差がある

7 障害のある人を取り巻く課題

国における制度改革や社会経済情勢の動向、また、おおい町の障害のある人を取り巻く現状等を踏まえ、今後の障害者福祉施策の推進にあたって次の項目に取り組むことが求められます。

課題1 ともに生きるための暮らしやすい環境づくり

おおい町では、総人口が減少傾向にある一方で、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。住民一人ひとりが互いに認め合い、支えあいながら、ともに暮らすことができるよう、障害を理解しあえるまちを目指すことが大切です。

障害のある人自身も、「障害のある人への理解を深める取り組み」が重要であると考えていることが、アンケート調査結果から明らかになっています。また、外出時のコミュニケーションをとることの難しさ、電車やバス等の交通機関の利用のしづらさ等にも課題がみられます。

障害の有無に関わらず、誰もが暮らしやすい地域をつくるため、今後はより一層、障害のある人や障害に対する理解と啓発を進めていくことが重要です。

課題2 障害のある人への差別の禁止と合理的配慮の提供

障害者差別解消法の施行に伴い、改めて療育・教育、就労・雇用、交通や建物のバリアフリー化、防災、情報バリアフリー等のあらゆる分野における、差別や偏見の解消が求められています。

おおい町では、アンケート調査結果から、障害のある人が何らかの差別や偏見を感じていることがうかがえます。

障害や障害のある人に対する理解を深める啓発活動の充実や相談体制の整備等を通し、差別や偏見のない地域づくりを進めることが重要です。

また、日常生活自立支援事業や成年後見制度については利用が少しずつ浸透してきていますが、引き続き、権利擁護にかかる制度や事業についての周知と利用促進を図り、障害のある人の権利を守る取り組みを推進する必要があります。

課題3 障害のある子どもへの支援の充実

障害のある子どもがいきいきと毎日を過ごすためには、幼い頃から地域や周囲とふれあう機会を充実させるとともに、障害のある子どもの生活を支える体制の整備が重要です。

おおい町では、障害のある子どもの保育や教育について、進路指導の充実や障害特性に応じた配慮が求められていることがアンケート調査結果からわかります。学校における教育の充実のみならず、保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等と連携し、幼少期・就学から卒業後の進路も視野に入れた、一人ひとりの個性や意思を大切にした支援体制の整備が必要です。

また、近年増加している子どもの発達障害に関する相談に対応するため、相談支援体制の強化が求められています。

課題4 就労環境の整備

就労することは経済的に自立した生活を営むだけではなく、生きがいのある生活を送るうえでも重要となります。

おおい町では、障害のある人の就労支援について、企業等における障害者雇用への理解や職場の障害への理解が必要であることがアンケート調査結果からわかります。障害のある人が働きやすい環境をつくるために、職場における障害や障害のある人に対する理解の促進を図ることが重要です。

また、障害のある人の就労移行の促進に伴い、生活をするうえでの支援ニーズは増大、多様化していくことが考えられます。事業主や関係機関等と連携し、障害のある人がやりがいや楽しみを感じながら、継続して働くことのできる環境を整えることが必要です。

課題5 自分らしさを活かせる環境づくり

障害のある人がいきいきと暮らすためには、制度やサービスを充実させるだけでなく、文化・芸術活動やスポーツ等の活動に参加することで、様々な人とふれあい、自分らしさを見出し、それを活かすことが重要です。

おおい町では、障害のある人が暮らしやすいまちづくりに向けて充実すべきことについて、「文化・スポーツ・レクリエーション活動への参加の促進」を求める声も挙がっています。町の様々なイベント等を活用し、障害のある人が気軽に文化・芸術活動やスポーツ等に参加できる機会や場所をつくっていくことが必要です。

課題6 地域における自立生活を支えるための仕組みづくり

障害のある人が地域で安心して自分らしい生活を送るために、その自立生活を支える環境や仕組みを整えることが重要です。

アンケート調査では、今後の暮らし方について、「家族と一緒に自宅で暮らしたい」、知的障害のある人からは、「専門の職員がいて共同生活ができる施設（グループホームなど）を利用したい」という声が多く挙げられています。事業所ヒアリングでは、グループホームについて、増設や重度の障害のある人の受け入れ等、機能拡大を求める声もみられます。

障害のある人が安心して自宅や共同生活のできる施設で自立した生活を送ることができるよう、各種支援制度の充実や近隣市町との連携も含めたサービス提供体制を整えることが必要です。

課題7 ライフステージに沿った一貫した施策の展開

住み慣れた地域で、自立し、自分らしい生活を送るために、乳幼児期から高齢期に至るまでのそれぞれの段階に応じた支援を提供することが必要です。

一人ひとりの多様で幅広いニーズに対応するためには、保健・医療・福祉等、各関係機関の連携体制を整えることが重要です。関係機関が課題を共有し、その解決に向け協力しあいながら、ライフステージに沿った切れ目のない支援を提供することが必要です。

課題8 安全・安心の環境づくり

障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、防災体制や防犯体制、住環境等の生活環境の整備に取り組むことが必要です。

おおい町では、障害のある人が災害時に困ることについて、避難場所までのアクセスが不便であること、避難場所の設備や生活環境が十分でないこと、周囲とコミュニケーションがとれないこと等が挙げられています。避難場所の整備や環境の改善、避難時の誘導支援の充実等、障害のある人一人ひとりの特性に応じた災害時の支援体制の強化に取り組むことが必要です。

また、犯罪に巻き込まれないよう防犯体制を強化することや、交通・移動対策等を充実させ、障害のある人の日常生活を支える取り組みを推進することが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障害のある人もない人もすべての人が相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現が求められています。

障害のある人が住み慣れた地域の中で自立していきいきと暮らすことができるよう、住民同士のふれあい、学びあいを通して、人々がつながり、支えあい、生活を送るうえでの安心感を醸成することが大切です。また、障害のある人一人ひとりの望むかたちで地域であたりまえに暮らせる環境づくりに取り組むことが求められています。

本計画では、おおい町に住むすべての住民がつながり、支えあいながら、いきいきと安心して暮らせる共生のまちの実現を目指して、計画の基本理念を以下のように定めます。

**ともに生き、支えあい
いきいきと安心して暮らせるまち おおい**

2 基本目標

1 ともに支えあう共生のまち

障害のある人の基本的人権を尊重することはもとより、一人ひとりの生活の様々な場面において、障害のあることを理由とした差別や偏見・利益の侵害がないよう、住民が常に人権を尊重する心を持って、互いに理解を深めながらともに支えあい、助けあえるような環境づくりを進めます。

2 いきいきと自分らしさを發揮できるまち

障害のある子ども一人ひとりの個性や能力を最大限に発揮するため、一人ひとりの個性や特性に応じた療育・教育を推進します。

働くことは、経済的な自立や生きがいづくりにつながるため、就労の場の確保や継続して就労できる環境の整備を進めます。また、地域の一員として社会に参加し、自己実現を図ることができるよう、スポーツや文化・芸術活動への参加を促進するとともに、障害のある人もない人もともに参加できる交流・ふれあいの場づくりを推進します。

3 住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

障害のある人が地域で安心して充実した生活を送ることができるよう、サービスや相談支援体制の充実に取り組むとともに、ライフステージに応じたニーズに対応できるよう、必要なときに必要な保健・医療・福祉サービスを提供できる体制づくりを推進します。

また、誰もが安心して快適に暮らせるよう、防犯対策や交通・移動対策、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備に取り組みます。災害時等は障害のある人が速やかに必要な支援を受けることのできる体制整備を推進します。

3 施策の体系

基本理念

ともに生き、支えあい いきいきと安心して暮らせるまち おおい

障害者基本計画

1 ともに支えあう共生のまち

(1)理解と啓発の促進

- ①広報・啓発活動の推進
- ②福祉教育の推進

(2)差別解消及び権利擁護の推進

- ①差別解消のための取り組みの推進
- ②虐待防止のための取り組みの推進
- ③権利擁護の推進

2 いきいきと自分らしさを発揮できるまち

(1)療育・教育の推進

- ①保育・教育の充実
- ②発達障害のある子どもへの支援
- ③障害のある子どもの未来に向けた支援の充実

(2)雇用・就労の推進

- ①就労支援の充実
- ②福祉施設での就労支援
- ③就労定着の促進と事業所の理解促進

(3)社会参加の促進

- ①スポーツの推進
- ②文化・芸術活動の推進
- ③交流・ふれあいの場づくり

3 住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

(1)生活支援の充実

- ①障害福祉サービスの提供体制の充実
- ②相談支援体制の確保

(2)保健・医療の充実

- ①生涯を通じた健康づくり
- ②障害に応じた保健・医療体制づくり
- ③総合的な保健・医療・福祉サービス

(3)生活環境の整備

- ①みんなに優しいまちづくり
- ②快適な住環境づくり
- ③自由に外出できる環境づくり
- ④いつでも安心な地域づくり

障害福祉計画

障害児福祉計画

第4章 障害者基本計画

1 ともに支えあう共生のまち

(1) 理解と啓発の促進

障害のある人が住み慣れた地域の中で安心して暮らしていくためには、障害の有無に関わらず、お互いにその人らしさを認めあいながらともに生きる社会をつくることが重要です。

そのため、障害や障害のある人に対する理解を深め、支えあう意識の醸成を図る広報・啓発活動を推進します。

また、日常生活や様々な活動の場で障害の有無に関わらず、ともに暮らしを支えあう関係を築くための福祉教育を推進します。

施策・事業	内 容
① 広報・啓発活動の推進	<p>広報・啓発活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none">町ホームページを活用し、健康・福祉・ボランティア活動・防災等に関する広報の充実を図ります。障害のある人とない人の相互理解を深めるための研修や講座を開催します。広報やポスター等を活用し、身体障害者等に関する標識やハートプラスマーク、ヘルプマーク等、障害者に関するマークの周知を図ります。 <p>障害への理解促進</p> <ul style="list-style-type: none">12月9日の「障害者の日」をはじめとした行事等により、「障害」に対する正しい知識の普及・啓発を行います。精神障害や自閉症、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）等、理解の進んでいない障害についての情報を提供するなど、障害の理解促進を図ります。
② 福祉教育の推進	<p>住民に対する福祉学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none">障害についての講座や人権に関する講演会等を開催し、人権意識と福祉への関心を高める学習活動を推進します。 <p>学校・保育園における福祉教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none">学校・保育園と連携し、交流会や人権に関する授業等を開催し、学校等における福祉教育を推進します。

(2) 差別解消及び権利擁護の推進

障害のある人への差別や虐待が起こる背景には、障害のある人が何に困っているかわからない、障害のある人にどのように接していいかわからないなど、障害についての正しい知識や理解が十分に進んでいないこと等が挙げられます。

障害のある人とないとの互いの心の隔たりを埋めるため、障害の特性や必要な配慮について、理解を深める取り組みを推進します。

また、障害のある人が障害を理由とする権利利益の侵害や不利益を被ることがないよう、引き続き、権利擁護に関する取り組みの充実を図ります。

施策・事業	内 容
① 差別解消のための取り組みの推進	<p>障害者差別解消法に基づく取り組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none">・障害者差別解消法の趣旨や法に基づく取り組み、事業者に求められる対応等の周知・啓発を図ります。・合理的な配慮の観点に基づき行政サービスを見直し、障害のある人も安心して暮らせるまちづくりを目指します。 <p>研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none">・職員を対象に合理的配慮や障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止等に関する研修等を実施し、障害のある人への差別の解消を図ります。
② 虐待防止のための取り組みの推進	<p>虐待の予防と早期発見</p> <ul style="list-style-type: none">・家族や介助者等の心身の負担の軽減等により虐待の防止を図るとともに、関係機関と連携し、虐待の早期発見・早期対応の体制づくりに取り組みます。
③ 権利擁護の推進	<p>成年後見制度の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none">・判断能力が不十分な障害のある人の権利を守るために、制度の周知や、制度を利用するための支援を行います。 <p>日常生活自立支援事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・自らの判断でサービスを選択したり、契約ができない障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の周知を図り、必要な人が必要なときに利用できるよう支援を行います。

2 いきいきと自分らしさを発揮できるまち

(1) 療育・教育の推進

障害のある子どもが健やかに成長するためには、障害を早期に発見するとともに、その特性に応じた適切な治療や訓練につなげていくことが重要です。また、基本的な生活能力等の向上を図り、社会参加への可能性を広げていくことも求められます。

そのため、関係機関が連携し、乳幼児期から学校卒業後まで、一人ひとりに応じた切れ目のない支援を行う体制の整備を進めます。

また、障害の重複化・多様化も進んでいることから、地域の学校・保育園だけでなく、近隣市町の支援学校等とも連携して療育・保育・教育体制を強化するなど、子ども達の将来を見据えた療育・教育の取り組みを推進します。

施策・事業	内 容
① 保育・教育の充実	<p>保育・教育環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none">・障害のある子どもが身近な地域で保育・教育を受けられるよう、学校・保育園等におけるバリアフリー化を進めるとともに、スクールバスを活用した通学手段の確保に努めます。・放課後子ども教室での、障害のある子どもの受け入れ体制について検討・整備を進めます。 <p>研修への参加促進</p> <ul style="list-style-type: none">・特別支援教育や、支援を必要とする子どもに関する知識や理解を深め、適切な教育や保育が提供できるよう、教職員等の研修への参加を促進し、指導力の向上を図ります。・研修時に、教職員等の情報共有を促すことで、支援を必要とする子どもへの接し方を学ぶ機会の創出に努めます。
② 発達障害のある子どもへの支援	<p>特別支援教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・特別な教育的支援を必要とする障害のある子ども一人ひとりに応じた個別指導計画を作成し、必要に応じて見直しを行うなど、充実した教育の実施に努めます。 <p>療育体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none">・乳幼児健康診査等を通じて、障害のある子どもの早期発見に努めるとともに、近隣市町や医療機関等と連携し、地域の療育機能の充実を図ります。

施策・事業	内 容
<p>② 発達障害のある 子どもへの支援</p>	<p>情報共有体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼少期・就学から卒業までの段階において、発達障害や気がかりな幼児・児童・生徒に切れ目のない支援を行うため、保護者、学校・保育園、関係機関等が情報を共有できるよう、各機関との連携を強化するとともに、既存組織の充実を図ります。
<p>③ 障害のある 子どもの未来に 向けた支援の充実</p>	<p>就学指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健、医療、福祉等の関係機関と、家庭との連携を強化し、一人ひとりの障害の状態や特性に応じた適正な就学指導に努めます。 <p>教育相談の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適応指導教室の設置や相談支援員の配置により、障害のある子どもや保護者の悩みや不安を解消するとともに、学校・家庭・関係機関の連携を強化し、教育相談の充実に努めます。 <p>進路指導体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校、行政、ハローワーク、企業等の関係機関と連携しながら、障害のある児童・生徒の意向を尊重し、状況に適した進路指導を行います。

(2) 雇用・就労の推進

障害のある人が就労の機会や社会参加の場を得ることは、生きがいをつくるだけでなく、自立した生活を営むうえで重要となります。

障害のある人が働く意欲を持ち、一人ひとりにあった働き方ができるよう、多様な就労の場の確保を支援するとともに、継続的な就労を支援する相談体制の強化に取り組みます。

また、民間企業に対しては障害者雇用の啓発を行うとともに、障害者雇用に関する事業の周知を図り、雇用の拡大と就労の場の確保を推進します。

施策・事業	内 容
① 就労支援の充実	<p>就労支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none">求人・求職者の情報交換やジョブガイダンスを実施し、就労意欲の向上を図るとともに、就職への支援を行います。ジョブコーチや職親制度等の周知を行い、利用の促進を図ります。 <p>就労に関する相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none">相談窓口の情報提供を行い、周知に努めます。自立支援協議会やハローワーク、特別支援学校等の関係機関の連携を強化し、障害のある人の就労・雇用に関する相談体制の充実を図ります。
② 福祉施設での就労支援	<p>就労継続支援事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none">サービス提供事業所の参入促進や、サービス提供事業所の育成を推進し、受け入れ体制の確保に努めます。

施策・事業	内 容
<p>③ 就労定着の促進と 事業所の理解促進</p>	<p>就労移行支援事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援事業を必要とする人に支援が行き届くよう、事業の周知に努めます。 ・事業所と特別支援学校等の連携を図り、在学中から実習を行うなど取り組み内容の検討を進め、一般就労への円滑な移行を推進します。 <p>就労定着のための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職後、就労を継続するうえでの課題に対し、本人や家族が職場と連絡調整を行うための支援体制を整えます。 ・障害者雇用を積極的に推進している企業の取り組みを紹介するなど、障害のある人の仕事内容や質の向上を目指すための取り組みを支援します。 <p>一般企業への啓発・雇用拡大の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工観光振興課と連携を図り、町内事業所への障害者雇用の啓発を行います。 ・障害のある人の雇用の場を拡大できるよう、ハローワーク等の機関と連携を図り、障害のある人の一般企業における雇用を促進します。 <p>トライアル雇用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働・福祉の各関係機関と連携し、企業に対してトライアル雇用の啓発を行います。

(3) 社会参加の促進

スポーツ活動や文化・芸術活動、町内会等の地域活動に主体的に参加することは、生活に生きがいやうるおいをもたらし、その質を高める重要な要素です。平成30（2018）年には、第18回全国障害者スポーツ大会が福井県で開催されることから、スポーツを通じた社会参加や居場所づくりの機運も高まっており、さらなる活動の活性化が求められています。

障害のある人のこうした活動への参加を促進するため、わかりやすい情報提供や参加の場の拡大、関連施設のバリアフリー化や意思疎通の支援等に取り組みます。

また、地域活動においては、日頃から障害のある人と地域住民との交流の機会を持つことにより、相互理解を深めていくことが重要となります。

障害のある人の社会参加を促進するため、人材の確保・育成等をはじめ、これまでの町の取り組みをより一層推進します。

施策・事業	内 容
① スポーツの推進	障害者スポーツの推進 <ul style="list-style-type: none">・障害者スポーツクラブの活動を支援するとともに、広報紙等により活動を周知し、参加を促進します。・スポーツ施設等のバリアフリー化を推進し、障害のある人が参加しやすい環境の整備に努めます。・誰もが意欲的にスポーツ活動に参加できるよう、スポーツイベントにおける競技種目や実施方法について検討し、実施に取り組みます。・障害者スポーツの活性化を図るために、指導員の確保や育成方法等について検討を進めます。
② 文化・芸術活動の推進	文化・芸術活動の推進 <ul style="list-style-type: none">・講演会や芸術活動において、手話通訳や要約筆記等のボランティアを派遣し、障害のある人が参加しやすい環境づくりに努めます。・芸術鑑賞等の開催場所や活動場所におけるバリアフリー化を推進します。・文化祭や子ども家族館での絵画の展示等、身近な行事や施設を活用し、障害のある人の才能を発掘・発信できる機会を充実します。

施策・事業	内 容
③ 交流・ふれあいの場づくり	<p>交流機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人やその家族と、地域住民がふれあう機会づくりを支援します。 ・社会福祉協議会や各種団体等と連携し、誰もが参加できるイベントを実施し、地域住民と障害のある人が交流する機会の確保を図ります。 <p>交流・ふれあいの場への参加促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人やその家族に対し、イベントや地域活動等の情報提供を行い、参加を促進します。

3 住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

(1) 生活支援の充実

障害のある人が住み慣れた地域で自立し、自分らしい生活を継続していくためには、一人ひとりのニーズにあったサービスが提供されることをはじめ、困りごとや必要な支援、サービスの利用計画の作成等に関する相談支援体制が整っていることが重要です。

地域で暮らしていくために必要なサービスが必要な人に行き渡るよう、引き続き、各種制度やサービス等を周知し、利用促進を図るとともに、相談支援体制の強化と充実を図ります。

施策・事業	内 容
① 障害福祉サービスの提供体制の充実	<p>障害者総合支援法の周知</p> <ul style="list-style-type: none">・障害者手帳等所持者に「障害者福祉ガイド」を配布し、障害者総合支援法に基づく障害福祉の取り組みについて周知します。 <p>障害福祉サービスの推進</p> <ul style="list-style-type: none">・障害のある人が自立した日常生活を営むことができるよう、介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業等の障害福祉サービスについて「障害者福祉ガイド」等により周知し、利用を促すとともに、サービスが必要と思われる人に対しても関係機関を通じた周知に努めます。・利用者のニーズにあった適切な支援を確保できるよう、サービス提供事業所との連携や新規参入の促進等、サービス提供体制の確保と適切な運営、人材の養成に努めます。 <p>経済的負担の軽減</p> <ul style="list-style-type: none">・必要な人に対して、自立支援医療の給付や各種障害者手当等を支給し、治療や日常生活における経済的な負担を軽減します。
② 相談支援体制の確保	<p>身近な地域における相談機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none">・「若狭ねっと」、「若狭つくし会」へ委託し、相談支援事業を実施します。・基幹相談支援センターの早期設置に向けて検討を進めます。 <p>相談支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none">・保健福祉センター「なごみ」や「あっとほ～むいきいき館」での相談支援体制の充実を図ります。・利用者のニーズにあった計画の作成やその他全般的な相談支援を適切に実施できるよう、障害者相談支援専門員や障害者相談員の育成に努めます。

(2) 保健・医療の充実

生涯にわたって、健やかで心豊かに暮らしていくことはすべての人の願いです。障害のある人においては、障害による心身への負担を軽減し、健康を維持することが、自分らしい生活を送るうえで重要となります。

障害やその原因の一つとなる疾病を予防し、健康を維持することや、障害を早期に発見し、適切な医療、各種事業につなげるための取り組みを推進します。

また、人生のいずれの時期において障害のある体になっても、安心して生活できるよう、必要な時期に必要な保健・医療・福祉サービスが受けられる体制づくりに取り組むとともに、サービスが円滑に提供されるよう、関係機関の連携体制の強化を図ります。

施策・事業	内 容
① 生涯を通じた 健康づくり	<p>健康づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none">・健康に関する自己管理意識の高揚を図るため、健康教育や健康相談、訪問指導等の取り組みを推進します。・広報紙やパンフレット等により、地域での健康づくり活動を啓発します。・地域組織や関係機関と連携を図り、環境整備や体制づくり等、地域で取り組む健康づくり活動を支援します。 <p>健康診査の充実</p> <ul style="list-style-type: none">・疾病及び障害の発生を未然に防ぎ、健康づくりを支援するため、健康診査や各種検診を実施するとともに、受診を働きかけます。・健康診査でリスクが判明した場合等におけるフォローバック体制の検討を進めます。 <p>母子保健事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・母子の健康状態を確認し、維持するとともに、障害の原因となる疾病を予防するため、妊婦健康診査の受診を促進します。・障害の原因となる疾病の予防や、発達障害を含む障害を早期に発見するため、乳幼児健康診査の充実を図ります。・支援を必要とする子どもやその保護者に対して訪問指導等を行い、早期支援に努めます。

施策・事業	内 容
<p>② 障害に応じた 保健・医療体制 づくり</p>	<p>難病患者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス等の対象に難病の疾病が含まれることや、新たに対象となった疾病等について、情報提供に努め、難病支援関連制度の周知を図ります。 ・県や専門機関等と連携し、適切なサービスが受けられるよう支援します。 <p>精神保健福祉施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患の早期発見・早期治療につなげるため、専門医療機関等と連携し、精神保健福祉相談を実施するとともに、利用しやすい体制づくりに取り組みます。 <p>機能訓練の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害の悪化防止や再発防止のため、医療機関や各関係機関と連携し、リハビリや療育等のサービスが継続して受けられるよう支援します。
<p>③ 総合的な 保健・医療・福祉 サービス</p>	<p>総合的な支援体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉センター「なごみ」や「あっとほ～むいきいき館」の機能を活用し、町内における保健・医療・福祉サービスの提供体制を強化します。 ・保健福祉センター「なごみ」や関係機関での情報共有等、連携体制の強化を図り、円滑なサービス提供に努めます。 ・社会復帰を目指す精神障害のある人の地域での生活を支援するため、地域活動支援センターやグループホーム等の整備拡充を働きかけるとともに、相談支援や在宅サービスの充実に努めます。 <p>医療体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的な医療機関や若狭健康福祉センターと連携し、医療サービスの向上と充実に努めます。

(3) 生活環境の整備

障害のある人が地域で安全・安心に生活を送るために、地域生活の基盤となる生活空間において、建築物や交通機関等における社会的な障壁を解消することが重要です。

また、防災や防犯面においても、災害時における配慮、支援等の環境整備や犯罪被害の防止等の取り組みの充実が求められます。

誰もが安全で快適に暮らすことができるよう、段差や階段をはじめとしたバリアフリー化の推進や住環境の整備、移動に関する支援等の取り組みの充実を図ります。また、地域の関係機関・団体との連携のもと、地域を挙げた防災・防犯対策の充実、地域福祉の推進等に取り組みます。

施策・事業	内 容
① みんなに 優しいまちづくり	<p>公共施設のバリアフリー化の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・公民館や学校等、町内の施設におけるバリアフリー整備状況を把握し、改修や新築にあたっては、障害に配慮した施設整備を計画的に推進します。 <p>民間施設への啓発</p> <ul style="list-style-type: none">・障害のある人をはじめ、すべての人が安心・快適に利用できるよう、バリアフリー法や「福井県福祉のまちづくり条例」の周知・啓発を行います。・民間事業者等に対して、バリアフリー化に関する情報提供を行い、施設の整備、改善を要請していきます。 <p>障害の種類に配慮した情報伝達手段の充実</p> <ul style="list-style-type: none">・障害のある人が利用しやすいよう、広報紙やホームページ等において、ユニバーサルデザインに配慮した情報伝達手段の充実を図ります。 <p>各種助成制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none">・税制上の優遇措置や移動・交通にかかる各種助成制度について周知し、経済的負担の軽減を支援します。

施策・事業	内 容
<p>② 快適な住環境づくり</p>	<p>公営住宅の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害のある人や高齢者、子育て家庭等、すべての人が安心して暮らせる住宅を提供するため、公営住宅の建設・改築に際してはバリアフリーやユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備を行います。 <p>住宅改修への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者福祉施策における住宅改修事業と連携を図り、手すりの設置や段差の解消等、住宅改修に対して支援を行います。 「障害者福祉ガイド」等を活用し事業の周知を図るとともに、住宅改修業者と連携を図りながら、適切な改修が行われるよう支援します。
<p>③ 自由に外出できる環境づくり</p>	<p>道路等交通環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の歩行の安全を確保し、事故を防止するため、歩道の拡張や段差の解消、障害物の撤去、視覚障害者誘導用ブロックの設置等、交通環境の整備を推進します。 道路等の新設・改良にあたっては、バリアフリーの視点を取り入れた整備を行います。 <p>公共交通機関の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> デマンドバスを含め、地域の実情に応じた施策を検討し、多様な交通手段の確保に取り組みます。 <p>移動支援体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害のある人が福祉サービスを受けたり、社会参加するにあたり、活動が制約されることがないよう、タクシー料金の助成や社会福祉協議会の運営する移送サービスと連携するなど、移動支援体制の充実に努めます。 今後利用の増加が見込まれる移送サービスについて、民間事業所の参入促進や福祉タクシーの導入等、提供体制の確保について検討を進めます。

施策・事業	内 容
<p>④ いつでも安心な地域づくり</p>	<p>防災体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地域において支援者が確保できるよう、民生委員児童委員、区長等との連携体制の構築を進めるとともに、自主防災組織の強化・充実を図ります。また、自主防災組織がない地域については設立を促進します。 災害時における避難行動について、要支援者をはじめ配慮を必要とする人への情報伝達手段や避難手段、福祉避難所等の整備について検討を進めます。 <p>防犯体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪を未然に防ぐため、警察や民生委員児童委員、区長等の関係機関と連携し、防犯パトロール等地域における見守り活動を推進します。 悪徳商法に関する情報周知や街頭での啓発活動を行い、消費者被害の防止に努めます。 <p>地域福祉の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者団体の活動について情報提供や補助等を行うほか、必要に応じて助言等を行い、活動を支援します。 町や社会福祉協議会の広報紙、町のホームページやパンフレット等を活用し、ボランティア活動への参加を呼びかけるとともに、人材の発掘・育成に努めます。 ボランティア活動をより活性化するため、ボランティア養成やリーダー育成に関する講座や研修を開催します。 住民と行政の協力体制の強化を図るため、障害のある人や介助者の要望、悩み等を協議する場の設置について検討を進めます。 <p>団体間ネットワーク形成の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ボランティアやサークル、福祉団体等、地域で活動を行う様々な団体が協力・連携を図れるよう、団体間のネットワーク形成を支援します。

第5章 障害福祉計画

1 平成32（2020）年度の成果目標

（1）施設入所者の地域生活移行者数

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none">● 地域移行者数：平成28年度末施設入所者数の<u>9%以上</u>● 施設入所者数：平成28年度末施設入所者数の<u>2%以上削減</u> <p style="margin-top: 5px;">※高齢化・重症化を背景とした目標設定</p>
------------	--

《目標設定の考え方》

- 地域移行者数については、平成28年度末時点の施設入所者数が16人となっていることを踏まえ、本計画における目標値は、国の指針に基づいて算出される2人として設定します。
- 施設入所者数については、平成28年度末時点の施設入所者数が16人となっていることを踏まえ、本計画における目標値は、国の指針に基づいて算出される15人として設定します。

項目	目標
地域移行者数	2人
施設入所者の減少見込み	12.5%
目標年度施設入所者数	1人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none">●保健・医療・福祉関係者による協議の場（各市町村）を設置 ※市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない●平成 32（2020）年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の設定（都道府県が設定）
------------	--

《目標設定の考え方》

- 協議の場については、現在広域的な設置を検討中であり、平成 32（2020）年度までに1箇所として設定します。
- 精神病床の1年以上長期入院患者数については、平成 26 年度時点の精神病床における1年以上長期入院患者数が65歳未満で10人、65歳以上で12人となっていることを踏まえ、本計画における目標値は、福井県の指標に基づき、平成 32（2020）年度末までに、65歳未満で7人、65歳以上で10人として設定します。

項目	目標
協議の場の設置数	1 箇所
精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳未満)	7 人
精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上)	10 人

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none">●各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備
------------	--

《目標設定の考え方》

- 地域生活支援拠点については、現在広域的な整備を検討中であり、平成 32（2020）年度までに1箇所として設定します。

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備数	1 箇所

(4) 福祉施設から一般就労への移行

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none">●一般就労への移行者数：平成 28 年度末の <u>1.5 倍</u>●就労移行支援事業利用者数：平成 28 年度末の <u>2割増</u>●移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合：<u>5割以上</u> ※実績を踏まえた目標設定●就労定着支援 1 年後の就労定着率：<u>80%以上</u>
------------	--

《目標設定の考え方》

- 福祉施設から一般就労への移行者数は、平成 28 年度末時点の移行者数が 0 人となっていることを踏まえ、本計画における目標値は、国の指針に基づいて算出される 1 人として設定します。
- 就労移行支援事業の利用者数は、平成 28 年度末時点の利用者数が 9 人となっていることを踏まえ、本計画における目標値は、国の指針に基づいて算出される 11 人として設定します。
- 就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合は、町内に該当する事業所がないため、設定しません。
- 就労定着支援 1 年後の就労定着率は、平成 30 (2018) 年度におけるサービス利用者数を 1 人で見込んでいることを踏まえ、100%として設定します。

項目	目標
福祉施設から一般就労への移行者数	1 人
就労移行支援事業の利用者数	11 人
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	2.2 割
就労定着支援による支援開始1年後の就労定着率	100%

2 自立支援給付の見込み量と確保方策

(1) 介護給付の見込み量と確保方策

① 居宅介護

居宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、その他の生活全般にわたる援助を行います。

《見込み量の設定と確保の考え方》

障害者手帳所持者数は減少傾向ですが、居宅介護は今後も一定の利用が見込まれるため、過去の利用実績をもとに、横ばいで見込みます。

サービス種別	単位	平成30（2018） 年度見込み	平成31（2019） 年度見込み	平成32（2020） 年度見込み
居宅介護	人／月	8	8	8
	時間／月	135	135	135

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由または重度の知的障害、重度の精神障害があり、常に介護を必要とする人に、居宅で入浴、排せつ及び食事等の介護、その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護等を総合的に行います。

《見込み量の設定と確保の考え方》

利用実績がなく、現時点では今後もサービス利用が見込まれないことから、見込み量は設定しません。

③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移送の援護等の外出支援を行います。

《見込み量の設定と確保の考え方》

一定の利用があるため、1人の利用を見込みます。サービス提供事業所や相談支援事業所等との連携により、利用者一人ひとりの状況に応じたサービス提供を行います。

サービス種別	単位	平成30（2018）年度見込み	平成31（2019）年度見込み	平成32（2020）年度見込み
同行援護	人／月	1	1	1
	時間／月	19	19	19

④ 行動援護

知的・精神障害により行動上著しく困難があり、常時介護を要する人に対して、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や、外出時における移動中の介護を行います。

《見込み量の設定と確保の考え方》

利用実績がなく、現時点では今後もサービス利用が見込まれないことから、見込み量は設定しません。

⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護を要する重度の障害のある人を対象に、居宅介護をはじめ福祉サービスを包括的に提供します。

《見込み量の設定と確保の考え方》

利用実績がなく、現時点では今後もサービス利用が見込まれないことから、見込み量は設定しません。

⑥ 生活介護

常時介護を要する障害のある人を対象とした、主として日中に障害者支援施設等で行われる、入浴、排せつ、食事等の介護や、創作的活動または生産活動の機会の提供等、身体機能または生活能力の向上のために必要な援助を行います。

《見込み量の設定と確保の考え方》

障害者手帳所持者数は減少傾向ですが、地域移行支援による増加分も含め、今後の利用者は横ばいで見込みます。

サービス種別	単位	平成30（2018） 年度見込み	平成31（2019） 年度見込み	平成32（2020） 年度見込み
生活介護	人／月	31	31	31
	人日／月	603	603	603

⑦ 療養介護

主として日中に病院等の施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助等を行います。

《見込み量の設定と確保の考え方》

今後もサービス利用が急激に増える要因がないことから、横ばいで見込みます。

サービス種別	単位	平成30（2018） 年度見込み	平成31（2019） 年度見込み	平成32（2020） 年度見込み
療養介護	人／月	2	2	2

⑧ 短期入所

居宅において介護を行う人が疾病やその他の理由により介護を行うことができない場合に、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする人等に、当該施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の必要な支援を行います。

《見込み量の設定と確保の考え方》

定期的な利用があり、今後も一定のニーズが見込まれるため、施設整備の状況も踏まえ、横ばいで見込みます。

サービス種別	単位	平成30（2018） 年度見込み	平成31（2019） 年度見込み	平成32（2020） 年度見込み
短期入所	人／月	6	6	6
	人日／月	59	59	59

⑨ 施設入所支援

施設入所者を対象に、主として夜間に行われる、入浴、排せつ及び食事等の介護、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

《見込み量の設定と確保の考え方》

「平成32（2020）年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする」という国の基本指針を踏まえ、微減を見込みます。

サービス種別	単位	平成30（2018） 年度見込み	平成31（2019） 年度見込み	平成32（2020） 年度見込み
施設入所支援	人／月	15	15	14

(2) 訓練等給付の見込み量と確保方策

① 自立訓練

自立した日常生活や社会生活を営むことを目的に、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

《見込み量の設定と確保の考え方》

自立訓練は機能訓練、生活訓練ともに利用実績はありません。また、現時点で今後もサービス利用及び提供が見込まれないことから、機能訓練、生活訓練ともに、見込み量は設定しません。

② 就労移行支援

就労を希望する障害のある人を対象に、職場実習等、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

《見込み量の設定と確保の考え方》

「平成32（2020）年度末における利用者数を平成28年度末の利用者数から2割以上増加すること」という国の基本指針を踏まえ、増加を見込みます。

サービス種別	単位	平成30（2018） 年度見込み	平成31（2019） 年度見込み	平成32（2020） 年度見込み
就労移行支援	人／月	8	9	11
	人日／月	123	138	169

③ 就労継続支援

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人を対象に、就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等、その他の必要な支援を行います。

《見込み量の設定と確保の考え方》

地域生活への移行の流れを踏まえ、微増を見込みます。

障害のある人が安定的に就労と社会参加ができるよう、就労支援サービス提供事業所の確保に努めるとともに、サービス利用者をはじめ、自立支援協議会や特別支援学校、ハローワーク等の就労支援機関やサービス提供事業所との連携を深めます。

サービス種別	単位	平成30（2018）年度見込み	平成31（2019）年度見込み	平成32（2020）年度見込み
就労継続支援 (A型)	人／月	12	13	14
	人日／月	237	257	277
就労継続支援 (B型)	人／月	18	19	20
	人日／月	295	311	328

④ 就労定着支援（平成30（2018）年4月新設）

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

《見込み量の設定と確保の考え方》

「平成32（2020）年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数が平成28年度の移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする」という国の基本指針を踏まえ、平成32（2020）年度に1人を見込みます。

サービス種別	単位	平成30（2018）年度見込み	平成31（2019）年度見込み	平成32（2020）年度見込み
就労定着支援	人／月	0	0	1

⑤ 自立生活援助（平成30（2018）年4月新設）

施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）を利用していた人を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

《見込み量の設定と確保の考え方》

単身世帯である障害のある人や同居している家族による支援を受けられない障害のある人、施設入所者で地域生活へ移行した人、入院中の精神障害のある人のうち地域生活への移行後に訪問や随時対応が必要と思われる人を対象に利用者数を見込みます。

サービス種別	単位	平成30（2018）年度見込み	平成31（2019）年度見込み	平成32（2020）年度見込み
自立生活援助	人／月	0	0	1

⑥ 共同生活援助（グループホーム）

主として夜間や休日に行われる、共同生活住居における入浴、排せつ及び食事等の介護、その他の必要な日常生活上の援助を行います。

《見込み量の設定と確保の考え方》

これまでの利用実績及び施設の整備状況を踏まえ、横ばいで見込みます。

障害のある人の地域生活への移行の流れを踏まえ、当事者及びその家族、サービス提供事業所、行政等が連携しながらサービスの基盤整備を図ります。

サービス種別	単位	平成30（2018）年度見込み	平成31（2019）年度見込み	平成32（2020）年度見込み
共同生活援助 (グループホーム)	人／月	18	18	18

(3) 地域相談支援給付と確保方策

① 計画相談支援

障害のある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しを行います。

《見込み量の設定と確保の考え方》

地域生活への移行の流れを踏まえ、微増を見込みます。

すべてのサービス支給対象者に対して実施できるよう、提供体制を確保します。また、量の確保だけではなく、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の育成・質の向上にも努め、サービスの充実を図ります。

サービス種別	単位	平成30（2018） 年度見込み	平成31（2019） 年度見込み	平成32（2020） 年度見込み
計画相談支援	人／月	16	17	18

② 地域移行支援

障害者支援施設や精神病院に入所・入院している障害のある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

《見込み量の設定と確保の考え方》

「平成32（2020）年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活に移行することを基本とする」という国の基本指針を踏まえ、平成32（2020）年度に1人を見込みます。

サービス種別	単位	平成30（2018） 年度見込み	平成31（2019） 年度見込み	平成32（2020） 年度見込み
地域移行支援	人／月	0	0	1

③ 地域定着支援

居宅において単身で生活している障害のある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

《見込み量の設定と確保の考え方》

地域生活への移行の流れを踏まえ、微増を見込みます。地域での生活を継続できるよう、相談支援等の事業所の確保に努めます。

サービス種別	単位	平成30（2018） 年度見込み	平成31（2019） 年度見込み	平成32（2020） 年度見込み
地域定着支援	人／月	1	2	2

3 地域生活支援事業の見込み量と確保方策

(1) 必須事業の見込み量と確保方策

① 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

《見込み量の設定と確保の考え方》

共生・共助のまちづくりを推進するため、平成32（2020）年度の実施を目指し、講演会やイベント等を通じて住民理解を深めるとともに、啓発活動を行います。

サービス種別	単位	平成30（2018） 年度見込み	平成31（2019） 年度見込み	平成32（2020） 年度見込み
理解促進研修・ 啓発事業	有／無	無	無	有

② 自発的活動支援事業

障害のある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

《見込み量の設定と確保の考え方》

平成32（2020）年度での実施を目指し、地域のボランティア団体等と連携し、実施に向けた取り組みを推進します。

サービス種別	単位	平成30（2018） 年度見込み	平成31（2019） 年度見込み	平成32（2020） 年度見込み
自発的活動 支援事業	有／無	無	無	有

③ 相談支援事業

・障害者相談支援事業

障害のある人や介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

・基幹相談支援センター等機能強化事業

総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。

・住宅入居等支援事業

一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障害のある人等に、入居手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。

《見込み量の設定と確保の考え方》

障害のある人やその家族が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるように、専門的な相談の対応と情報提供に取り組みます。

基幹相談支援センターについては、広域での設置を検討中であり、平成30（2018）年度の設置を目指します。

住宅入居支援事業についても、平成32（2020）年度の実施を目指して、基盤整備に努めます。

サービス種別	単位	平成30（2018） 年度見込み	平成31（2019） 年度見込み	平成32（2020） 年度見込み
障害者相談 支援事業	箇所	2	2	2
基幹相談支援センタ ー等機能強化事業	有／無	有	有	有
住宅入居等 支援事業	有／無	無	無	有

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて、または一部について補助を行います。

《見込み量の設定と確保の考え方》

障害のある人の権利擁護の重要性から、制度の周知を図るために広報・啓発活動を推進し、平成32（2020）年度の利用を目指します。

サービス種別	単位	平成30（2018） 年度見込み	平成31（2019） 年度見込み	平成32（2020） 年度見込み
成年後見制度 利用支援事業	件／年	0	0	1

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

《見込み量の設定と確保の考え方》

法人後見活動の推進を図るため、引き続き、事業及び支援内容の周知を図ります。

サービス種別	単位	平成30（2018） 年度見込み	平成31（2019） 年度見込み	平成32（2020） 年度見込み
成年後見制度 法人後見支援事業	有／無	有	有	有

⑥ 意思疎通支援事業

・手話通訳者／要約筆記者派遣事業

聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人に、手話通訳、要約筆記の方法により、障害のある人とその他の人の意思疎通を仲介する奉仕員等の派遣等を行い意思疎通の円滑化を図ります。

・手話通訳者設置事業

聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人に、手話通訳の方法により、障害のある人とその他の人の意思疎通を仲介する奉仕員等を設置し意思疎通の円滑化を図ります。

《見込み量の設定と確保の考え方》

聴覚、言語機能、音声機能等の障害のある人が町主催の研修会や講演会等に参加しやすいよう、手話通訳者の派遣や要約筆記者の派遣に努めます。

また、「手話奉仕員養成研修事業」で1年間のカリキュラムを修了した人の設置について検討します。

サービス種別	単位	平成30（2018）年度見込み	平成31（2019）年度見込み	平成32（2020）年度見込み
手話通訳者／要約筆記者派遣事業	人／年	1	1	1
手話通訳者設置事業	人／年	0	0	1

⑦ 日常生活用具給付等事業

重度の障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

《見込み量の設定と確保の考え方》

利用者のニーズを把握するとともに、日常生活用具に関する情報提供を行い、利用促進を図ります。また、障害の状態に応じた適切な日常生活用具の給付を行います。

サービス種別	単位	平成30（2018）年度見込み	平成31（2019）年度見込み	平成32（2020）年度見込み
介護・訓練支援用具	件／年	1	1	1
自立生活支援用具	件／年	4	4	4
在宅療養等支援用具	件／年	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件／年	2	2	2
排泄管理支援用具	件／年	271	266	261
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件／年	1	1	1

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚に障害のある人との交流活動の促進のため、町の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

《見込み量の設定と確保の考え方》

地域における交流活動等の支援者として、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の育成に努めます。

サービス種別	単位	平成30（2018） 年度見込み	平成31（2019） 年度見込み	平成32（2020） 年度見込み
手話奉仕員養成 研修事業	人／年	0	0	1

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人等のために外出時等の移動支援を行うことにより、地域における自立生活や社会参加を促すことを目的に実施します。

《見込み量の設定と確保の考え方》

移動支援サービスを提供している一部の事業所がサービスを廃止するため、実績よりも低く見込みますが、障害のある人の社会参加を支える重要なサービスとして、事業所の確保に努めます。

サービス種別	単位	平成30（2018） 年度見込み	平成31（2019） 年度見込み	平成32（2020） 年度見込み
移動支援事業	人／年	1	2	3
	時間／年	60	80	100

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

障害のある人に、創意的な活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターの機能を充実・強化します。

《見込み量の設定と確保の考え方》

日中活動の場としての充実を図るため、近隣市町との連携を強化し、より参加しやすい活動内容について検討します。

サービス種別	単位	平成30（2018）年度見込み	平成31（2019）年度見込み	平成32（2020）年度見込み
地域活動支援センター機能強化事業	箇所	1	1	1
	人／年	5	5	5

（2）任意事業の見込み量と確保方策

① 日中一時支援事業

障害のある人等の日中における活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練、また、障害のある人等を日常的に介護している家族の就労支援及び一時的な休息（レスパイト）の場を確保します。

《見込み量の設定と確保の考え方》

障害のある人の活動の場を確保するサービスとして、サービス提供事業所と協力しながら円滑な運営に努めます。また、特別支援学校の長期休暇中の受け皿としての活用を図ります。今後、障害のある人が利用しやすいよう、身近な場所でのサービス提供事業所の確保を検討します。

サービス種別	単位	平成30（2018）年度見込み	平成31（2019）年度見込み	平成32（2020）年度見込み
日中一時支援事業	箇所	3	3	3
	人／年	5	5	5

第6章 障害児福祉計画

1 平成32（2020）年度の成果目標

（1）障害児支援の提供体制の整備等

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none">●児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1箇所設置●保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村または圏域で構築●主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1箇所確保●医療的ケア児支援の協議の場（各市町村）の設置 <p style="margin-left: 20px;">（平成30（2018）年度末まで）</p>
------------	--

《目標設定の考え方》

- 児童発達支援センターは、町内にはないことから、広域での設置に努め、利用しやすい体制の整備に取り組みます。
- 保育所等訪問支援を利用できる体制についても、町内には事業所がないため、広域的に実施しており、今後も国等の動向を注視しながら利用しやすい体制整備を進めます。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は、町内ではなく、利用実績もないことから、広域と連携し、必要に応じて量的な拡大を図るとともに、質の確保に留意しながらサービスの充実に取り組みます。
- 医療的ケア児支援の協議の場の設置については、国等の動向を踏まえるとともに、医療的ケア児に関する地域のニーズや資源を把握し、実施体制の整備に計画的に取り組みます。

項目	目標
児童発達支援センターの設置	1箇所
保育所等訪問支援の充実	有
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有

2 障害児福祉サービスの見込み量と確保方策

① 児童発達支援

障害のある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。

《見込み量の設定と確保の考え方》

対象となる子どもの増加見込みと今後の整備状況を踏まえ、各年度 3 人ずつの増加を見込みます。

サービス種別	単位	平成30（2018） 年度見込み	平成31（2019） 年度見込み	平成32（2020） 年度見込み
児童発達支援	人／月	11	14	17
	人日／月	33	42	51

② 放課後等デイサービス

学校通学中の障害のある子どもに、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある子どもの放課後等の居場所を提供します。

《見込み量の設定と確保の考え方》

対象となる子どもの増加見込みを踏まえ、各年度 2 人ずつの増加を見込みます。

サービス種別	単位	平成30（2018） 年度見込み	平成31（2019） 年度見込み	平成32（2020） 年度見込み
放課後等 デイサービス	人／月	8	10	12
	人日／月	40	50	60

③ 保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障害のある子ども（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対応し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

《見込み量の設定と確保の考え方》

対象となる子どもの増加見込みを踏まえ、各年度 1 人ずつの増加を見込みます。

サービス種別	単位	平成30（2018） 年度見込み	平成31（2019） 年度見込み	平成32（2020） 年度見込み
保育所等訪問支援	人／月	3	4	5
	人日／月	3	4	5

④ 居宅訪問型児童発達支援（平成 30（2018）年 4 月新設）

重症心身障害児等の重度の障害のある子ども等であって、外出することが著しく困難な障害のある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

《見込み量の設定と確保の考え方》

平成 32（2020）年度の利用を見込みますが、利用の希望があった場合にすぐに対応することができるよう、サービス提供体制の整備に努めます。

サービス種別	単位	平成30（2018） 年度見込み	平成31（2019） 年度見込み	平成32（2020） 年度見込み
居宅訪問型児童 発達支援	人／月	0	0	1
	人日／月	0	0	1

⑤ 医療型児童発達支援

障害のある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。

《見込み量の設定と確保の考え方》

利用実績がなく、現時点で今後もサービス利用及び提供が見込まれないことから、見込み量は設定しません。

⑥ 障害児相談支援

「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」「医療型児童発達支援」を利用する子どもに、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

《見込み量の設定と確保の考え方》

対象となる子どもの増加見込みを踏まえ、各年度2人ずつの増加を見込みます。

サービス種別	単位	平成30（2018） 年度見込み	平成31（2019） 年度見込み	平成32（2020） 年度見込み
障害児相談支援	人／月	4	6	8

⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

（平成30（2018）年4月新設）

医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な子ども（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行います。

《見込み量の設定と確保の考え方》

対象となる医療的ケア児の把握に努めつつ、医療的ケア児支援の協議の場の設置とあわせて広域で体制の整備を進めます。

サービス種別	単位	平成30（2018） 年度見込み	平成31（2019） 年度見込み	平成32（2020） 年度見込み
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人／年	0	0	1

第7章 計画の推進体制

本計画を着実に推進するためには、おおい町のみならず、関係機関・団体との連携を図りつつ、計画の進捗状況の定期的な分析及び評価を実施し、必要に応じて計画や事業の見直し等を行う必要があります。

1 事業者・地域等との協働の推進

障害のある人の地域での生活をより充実したものにするためには、庁内の関係各課の連携に加え、国や県の関係機関、民間事業所、当事者団体、ボランティア団体等との連携が必要です。そのため、積極的な意見の交換や情報の共有を図るなど、協働の取り組みを進めます。

2 庁内体制の整備

本計画の内容は、保健・医療・福祉・教育・雇用・安全等の多様な分野にまたがるものであることから、障害のある人のニーズに応じたきめ細かなサービスが提供できるよう、関係各課が連携し、総合的に取り組んでいきます。

また、若狭地区障害児・者自立支援協議会を活用するなど、計画の検証、必要に応じた見直し等を行い、計画の円滑な推進に取り組んでいきます。

3 計画の達成状況の点検及び評価

「PDCA サイクル」に基づいた計画の進捗管理を図るため、達成状況の点検及び評価を行い、必要に応じて施策・事業の実施に反映することが重要です。

そのため、庁内関係各課や関係機関等との情報の共有を図るとともに、若狭地区障害児・者自立支援協議会等に隨時意見を聴きながら、進捗状況や課題の把握等を行います。

また、「第2次おおい町障害者基本計画」が終了する平成 35（2023）年度には、障害者施策全般にわたる推進の方向性と具体的な取り組みの見直しを、「第5期障害福祉計画」「第1期障害児福祉計画」が終了する平成 32（2020）年度には、障害福祉サービス、障害児福祉サービスの成果目標や活動指標の見直しを行うため、関係各課による調整を行い、次期計画の策定を行います。

資料編

1 おおい町障害福祉計画等策定委員会設置要綱

おおい町障害福祉計画等策定委員会設置要綱

〔 平成18年4月22日
告示第 122 号 〕

改正 平成29年5月15日告示第153号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者基本法第9条に規定するおおい町障害者基本計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する障害福祉計画等を策定するため、おおい町障害福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) おおい町障害者基本計画の策定に関すること。
- (2) おおい町障害福祉計画の策定に関すること。
- (3) その他計画の策定に関して必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、住民の代表、町職員その他町長が適當と認める者の中から町長が任命または委嘱する。
- 3 委員会に委員長および副委員長を置く。
- 4 委員長は、委員の互選による。
- 5 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

(委員長および副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が召集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり議事を整理する。

(成果の報告)

第6条 委員長は、委員会の任務が完了したときは、その成果を速やかに町長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、介護福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

(解散)

第9条 委員会は、第6条の規定による報告が完了したときに解散する。

附 則

この告示は、平成18年4月22日から施行する。

附 則（平成29年5月15日告示第153号）

この告示は、平成29年5月15日から施行する。

2 おおい町障害福祉計画等策定委員会委員名簿

(敬称略)

職名	委員区分	氏名	所属
会長	福祉関係者	治 部 猛	おおい町民生委員児童委員協議会
委員	学識経験者	尾 谷 和 枝	おおい町議会総務常任委員会
	保健医療関係者	木 村 千 嘉	嶺南振興局若狭健康福祉センター
福祉団体		江 崎 英 二	おおい町身体障害者福祉協会
		田 中 哲 恵	おおい町心身障害児者親の会
福祉関係者		岩 竹 実	社会福祉法人 友愛会 介護老人福祉施設 楊梅苑
		村 上 美 恵 子	NPO 法人 福祉ネットこうえん会 相談支援センター 若狭ねっと
		清 水 寛 二	社会福祉法人 若狭つくし会
		齋 藤 洋 樹	社会福祉法人 おおい町社会福祉協議会
		市 橋 由 貴	保健医療課 保健師

3 計画策定の経過

年月日	事項	内容
平成29年8月	アンケート調査の実施	○522人に調査票を配布し、314人から回収（回収率：60.2%）
平成29年9月	事業所ヒアリングの実施	○障害福祉サービス事業者7団体に調査を実施
平成29年 11月1日	おおい町障害福祉計画等 策定委員会委員委嘱式及び 第1回委員会	○計画策定の概要説明 ○アンケート調査結果の説明 ○おおい町の障害や障害のある人を取り巻く現状に関するグループワークの実施
平成29年 12月20日	第2回おおい町障害福祉 計画等策定委員会会議	○骨子案の説明 ○骨子案についてグループワークの実施
平成30（2018）年 1月23日	第3回おおい町障害福祉 計画等策定委員会会議	○素案の検討
平成30（2018）年 2月8日～2月16日	パブリックコメントの実施	○町ホームページ及び介護福祉課等の窓口で実施
平成30（2018）年 2月27日	第4回おおい町障害福祉 計画等策定委員会会議	○最終案の検討

第2次おおい町障害者基本計画

第5期障害福祉計画

第1期障害児福祉計画

発行：おおい町 介護福祉課

〒 919-2111 大飯郡おおい町本郷 92-51-1

保健福祉センターなごみ内

TEL : (0770) 77-2760 FAX : (0770) 77-3377

発行年月：平成 30 (2018) 年3月
